

政策資料

49—1962・11

(政審資料改題)

特集 日本社会党教育文化政策要綱案／基本的態度と基本方針

日本社会党政策審議会

政策資料

11月号
No. 49

目 次

インタビュー

社会主義への人づくり

羽生三七参院議員に聞く (3)

政策の焦点

最終コースに入った憲法調査会

改憲へひた走る委員たち (4)

労働者に背を向けた「石炭答申」

ゆるせぬ7万人の首切り合理化 (6)

消費者米価の値上げ問題

国民にしいる加重な負担 (7)

首都圏制度に関する二つの答申

危険な官僚行政強化の意図 (8)

特集 日本社会党教育政策要綱案

第1部 教育に対する基本的態度 (10)

第2部 教育諸計画の基本方針 (17)

特集 日本社会党文化政策要綱案 (25)

第1部 文化に対する基本的態度 (25)

第2部 文化諸計画 (31)

解 説

教育・文化政策要綱案について 山中 吾郎 (39)

資 料

日米友好通商航海条約の改定に関する党の態度 (42)

農地の固定資産評価方式変更に対する質問書 (43)

わが党の質問に対する政府の回答書 (44)

麻薬対策についての申し入れ (45)

酪農対策についての申し入れ (45)

政治日誌 (4)



羽生三七氏

問題は内容です。池田も社会党も「平和で豊かな国づくり」というが、同じ「平和」でも、キナくさい武装平和と、積極中立による非武装平和がある。「所得倍増」にしてもブルジョアの所得を考えるのか、労働者の所得倍増なのかで、立場は全くちがってくる。

また、国づくりと人づくりは、相互関連性をもっている。つまり、いい環境がよい人間をつくるし、逆によい人間がよい環境をつくるといえる。同様に、いくら科学や技術が発展し、生産力が高まっても、それが

——池田首相は「人づくり、国づくり」ということをいいだしています。そのねらいは、富國強兵にあると思いますが、国民大衆にとってみれば、漠然とではあれ「人づくり、国づくり」を求める気持があるのでないか。そこで、現時点でのこの問題をどうとらえるべきかをお話し ねがいます。

国民大衆の生活向上に直結しなければ、科学技術の発展も決して大衆の利益にはなりませぬ。

新しい人間形成のうえで重要だと思
う。

その意味で、われわれの「国づくり、人づくり」は、個々の人間の能

なども最近いわれてきていますが、これについて。

力を最大限に生かすことができ、その結果が大衆の生活向上に直結するような社会をつくりあげて、いくこと

これも戦前の軍国主義的愛国心と日本社会の主張する愛国心と、ふに通つてゐる。つんづんは富國強兵思

社会主義への「人づくり」

羽生三七參院議員に聞く

また、国づくりと人づくりは、相
互関連性をもつてゐる。つまり、い
い環境がよい人間をつくるし、逆に
よい人間がよい環境をつくるといえ
る。同様に、いくら科学や技術が発
展する、社会が豊かになっていくと、そ

しかし、それについたるまでの過程では、現代の資本主義的諸機構が、人間の自由と真実を喰い殺そうとしてきてることに対して、抵抗していくことが必要だし、これが自らをゆくことになると共に新しい社会を準備する基礎にもなる。とくに抵抗を組織化してゐるのは組織的に抵抗することは、

力ができ、日本が世界の人民から尊敬されることになる。

あるのだから我慢しろ、という考え方だ。

「人づくり、国づくり」が、こうした方向にねじ曲げられ、偏狭な愛國主義に結びつくことがないよう、われわれはきびしく警戒しなければならないと思う。

して、内にむかっては「大国意識」を国民のあいだにかき立て、所得倍増や高度経済成長の破たんから目をそらさせようとしている。少々、破たんがあつても一流国に発展しつつあるのだから我慢しろ、という考え方だ。

にある。つまり、立派な農民、労働者、技術者を育てあげ、それぞれがおかれているなかで最大限の能力を

想を根にする八紘一字的愛国心に断固反対する。

う。「愛国心」のありかたであると思

されなければならぬと思う。また
かならずそうなると考える。

そして、将来的には世界連邦のな
かで、すぐれた科学と技術をもつた
民族として、日本人の特性を十分に

最終コースに入つた憲法調査会

改憲へひた走る委員たち

憲法調査会の動きは最近とみに活発化し、参議院選挙後の動きはとくに頻繁である。これはすでに調査会が決定している本年七月ないしは十月までに最終結論を出して、政府に報告するという最終的なスケジュールと関係があるとみなければならぬ。

この意味で憲法調査会はいよいよ最終コースに入つたといふことができる。

増加する改憲反対の声

九月二十八日、二十九日の両日、各地で行なわれてきた公聴会のしめくくりといふれこみで東京において中央公聴会が三千人の武装警察の囲みの中で開かれた。

またそれ以前の数度の調査会において報告書の作成方式について、多数決で結論を出して報告書を作るべきだという強硬な議論が改憲論者の委員からしつように繰り返えされている。この会議は今後も尾を引く情勢にあるが、この問題は、調査

会の発足当初から決定し、高柳会長及び政府がしばしば「多数決制はとらない」、「改憲賛成、反対の意見を併記する」と公表している態度とは明かに反するものである。しかし、このように調査会の躍起となつた改憲への与論作りにかかわらず、中央公聴会でも改憲反対、平和憲法擁護論が強く、多数を占めていた。各地の地方公聴会における結果についても、九十人の公述人が意見を述べているが、第九条についての意見は、改憲三・五、反対六・五の割（調査会事務局調）で、憲法を守る意見の方が絶対多数である。八月に行なわれた朝日新聞の世論調査においても憲法改正反対の意見が増加しており、改憲論者が露骨になればなるほど、国民各層の新憲法意識が拡がりつつあることを示している。

もちろん、調査会の構成は改憲意図をもつてつくるられているので、この中における改憲論は多数である。十月三日の調査会総会における一般討議では、「改正すべきである」とする委員は十九人で、「改正すべきでない」とする委員はわずかに

9・10 経団連、新産業体制で、新産業秩序づくりは民間の自主調整を基本とすべきだ、と結論▼八幡、富士が九月期決算で実質減

9・11 ガリオア・エロア返済協定発効▼社党中央執、政権構想を討議（箱根）▼和田国際局長、米核実験再開（ジョンストン島周辺）に抗議談話▼政府、閣僚懇談会、自由化促進で統一見解（九〇%自由化に努力）

9・12 民社党、西尾委員長留任を表明（箱根）▼農相消費者米価一・五キロ四円上げたいと語る▼社党、清瀬議長に臨時国会開会要求書を提出（石炭および金属工業対策、公務員給与改定、食管線入れなどに必要な補正予算審議のため月中旬までに臨時国会召集を要求）▼社党、電話新料金で反対申入れ

9・14 運輸相、私鉄値上げ11月から10%前後と語る（大阪）▼社党中央執、地方選闘争本部設置を決定▼社会主義インター「日本社会党は社会主義インターとは不調和な存在だ」と社党を批判▼

9・15 消費者米価値上げ反対共闘会議を設置（社党、総評、中立労連、全日農など中央十一団体）▼朴議長、日韓会談の推進を声明
9・16 国立大学協会総会、大学管理「中間報告案」を採択（大学の自治を確認）▼社党幹部会、外相渡米に対する見解発表

憲法調査会答申作成方針原案まとまる（改正是非を細かく分類、七月ごろ最終報告書の起草に

六人となつてゐる。同日の討議から改憲論者の意見を拾つてみると次の如きものである。すなわち①第九条を改正して公然たる軍備を必要とするもの（高田元三郎、植村甲午郎、細川隆元、愛知揆一、井出一太郎、金正米吉、杉原荒太）②天皇を元首とし、自衛権保持を明記すべしとするもの、（木村篤太郎、神川彦松、広瀬久忠、大石義雄、八木秀次）③自衛権保持を規定、憲法裁判所を設けよ（稻葉修）④首相を国民投票で決めよ（中曾根康弘）⑤国防の義務と非常事態の規定を加えよ（三浦一雄）⑥天皇の地位を明確にせよ（村上義二）⑦内閣の安定をはかる規定と、国民の義務について規定せよ（千葉三郎）⑧参議院のあり方を改めよ（青木正）等の議論が行なわれ、これに対し、蟻山政道、坂西志保、正木亮、水野東太郎、真野毅、中川善之助の各委員からいまの憲法は改正すべきでないという強い反論が行なわれた。

露骨な改憲強硬論者

これらの憲法調査会の動きと関連して注目すべきことは、高柳会長と若干の学者の動向についてである。高柳会長の態度は当初、「調査会は改憲を目的とするものではない。公正に調査して問題点を報告するだけだ。したがつて社会党も調査会に入つて意見を述べるべきだ。」と強調し、また、八月八日の記者会見でも「現行の憲法で政治の運用上

とくに支障がない。憲法改正よりも、妥当な解釈の方が大切だ」と、改正の必要なしとする意見を述べていたのが、九月十一日の調査会第三部会席上、突如として「従来の立法、司法、行政の三権の外に選挙の四権を確立することが近代憲法である。このために憲法を改正する必要がある」と、わずか一ヵ月も経ない間に別人の如き変つた改憲論を主張している。

調査会の中で、神川、大石、大西委員等の右翼と、木村篤太郎、広瀬久忠委員等の改憲強硬論者の主張が、最近とみに露骨になつてきたこととあわせて、高柳会長の変化は、憲法調査会の最終方向を暗示するものが秘められているような気がしてならない。

これと関連して、一部の学者の動きも看過しないものがある。護憲学者の研究団体と発足した「憲法研究会」のメンバーである成蹊大学の佐藤功教授は、次第に内閣の憲法調査会に近づき、最近ではその専門委員として積極的に協力し、報告書の作成にあたつている。また、護憲学者であつたある教授が中曾根康弘の改憲論に賛成しているといわれ、学者としての理論的節操はともかく、いまだマスコミに作られる与論であるといわれる日本の世論形成の上で、ゆるがせにできない情勢が動きつつあることを知らなければならぬ。

(堀米)

9・17	9・19	9・20	9・21	9・22	9・23	9・24	9・25	9・26	9・27	9・28	9・29	9・30
松村氏、日中会談終え「日中貿易は積重ね方式で正常化」と発表▼防衛庁長官、「防衛省」昇格への作業を事務当局に指示	中国人民日報、社説でユーロのチト一大統領を「現代修正主義者」と非難▼建設者、明年度住宅政策を発表	松村氏、日中会談終え「日中貿易は積重ね方式で正常化」と発表▼防衛庁長官、「防衛省」昇格への作業を事務当局に指示	中国人民日報、社説でユーロのチト一大統領を「現代修正主義者」と非難▼建設者、明年度住宅政策を発表	松村氏、日中会談終え「日中貿易は積重ね方式で正常化」と発表▼防衛庁長官、「防衛省」昇格への作業を事務当局に指示								
かかる)▼日中問題で周總理、松村氏会談▼IMF(国際通貨基金)年次報告を発表(世界経済の動き)	「現代修正主義者」と非難▼建設者、明年度住宅政策を発表											
中国、陳毅外相、日中貿易で社党国会議員団などに語る(①経済上の積上げと同時に政治上の積上げも必要②政治三原則、政經不可分は堅持												

労働者に背向けた「石炭答申」

ゆるせぬ七万人の首切合理化

炭労が石炭政策の転換斗争にたちあがり、総評、社会党が、この斗いに本格的にとり組んでから、早くも一年が過ぎ、その政転斗争に対する回答として、このほど石炭鉱業調査団の「答申」が提示された。

すでに知らされているように、調査団の内容は五五〇〇万トンの需要確保と、労働者を約十二万人に抑えることによって、昭和四十二年度までに石炭企業の安定自立を達成しようとの構想を骨子としたものである。約七万人の首切りが必要である。と答申は主張した。答申に流れる精神は、雇用を安定するためには、まず石炭産業の安定が先決である、ということにおかれている。雇用の安定はたくみに企業の安定にすりかえられ、ゼネストと十萬人大動員を背景として約束された「石炭政策は雇安定を第一義とする」閣議決定は、答申の背後におしやられたわけである。

炭労の掲げる要求

ところで炭労は、政転の要求として、およそつきの三点をあげていた。

① 国民経済の発展にともないエネルギー消費が

急激にのびているとき、生産規模を五五〇〇万トンに固定することは間違いであって、拡大生産方式を基調として、鉱区調整にもとづく、大陸型炭鉱の開発と採炭機構の近代化をはかるべきである。

② 現行合理化は首切り、労働条件の引下げが中心であり、スクラップ対象鉱を第二会社、もしくは租鉱権炭鉱へおとすことを眼目としている。こうした急激な首切り方式を改め、万止むを得ないものについては、離職者対策の万全をはかるとともに、安定的職場への計画的転換を行なうべきである。また、組夫、臨時夫への切替による本鉱員の削減、第二会社化、租鉱権炭鉱への切替えによる労働条件切下げ方式を禁止すべきである。

③ 炭鉱労働者の生活の安定を確立するため、一万二千円の最賃制を早急に確立して炭鉱を魅力ある職場たらしめる。

この炭労の主張をうけて社会党も、石炭産業の危機を開拓し安定産業たらしめることを狙いとした「石炭鉱業安定法案」と解雇制限的性格をもつた「炭鉱労働者の雇用安定法案」を第四十国会に提出、さらに総合エネルギー政策を確立するため

する③友好商社による貿易を継続する。日本の窓口一本化の意見に不賛成、など)

10・1

地方制度調査会（会長代理高橋雄豺氏）三答申
①首都制度の当面の改革②地方開発都市③地方財政の改革に関する当面の措置）原案通り決

定▼米、ミシシッピ大学で黒人入学拒否で暴動

▼貿易自由化八八%に（二百三十品目）

社党代表、石炭調査団と会見（答申の再検討を望）▼蔵相、閣議で三八年度予算概算要求三兆三千四百九十三億円を報告▼政府、公務員給与

引上げ十月実施をきめる▼不渡り手形最高を記録（二日受付、一万三千三十枚）

社党、公務員給与で申入れ▼民社、曾祢書記長が辞意表明▼労働省、上半期労働情勢を報告

社党佐々木氏、中執に質問書▼輸入担保率引下げ（昨年九・一六引上げ）▼米議会「通商拡大法案」可決▼仏議会、内閣不信認案可決、ド大統領は議会解散（六日）

社党、外交方針案まとめる▼社党、石炭調査団に対する態度発表▼全国拡大国民運動委員長会議（東京、全通会館）▼社党、生産者乳価問題で政府申入れ（生産者及び所得補償方式にもとづき）・八三五キロあたり八十円以上の乳価を要求）▼全労幹部、労働戦線統一で語る▼中央教育審議会、三答申案（「大学の管理運営」「大学入試制度の改善」「大学の設置および組織、編成」）をきめる。

農相、配給米に二段階価格差を考慮▼東海道新幹線汚職摘発▼行管長官、人事管理に関する行政監察の結果を報告、人事管理の徹底を要望。
▼大蔵省四大証券の経営態度に警告。

10・9

10・8

10・5

10・2

の「エネルギー基本法案」の作成を終り、これら三法案の成立を政府、与党に迫るという院内での斗争を強化した。

しかし、「権威ある調査団」は、現行資本主義経済体制には何等のメスも加えず、総合エネルギー政策のなかに石炭の地位を確立するといふ「国會決議」すら無視した。そして、石炭産業の狭い枠のなかで、企業採算を最優先におくという前提のもとに「決定版」を策申したわけである。労働者には七万人の首切りをもつて応え、資本には、新規に八百億円以上の財政援助を要請したのがほかならぬ、調査団の「答申」であつたということができるよう。まさに資本にとって、これほど有難いお託宣はなかつたわけである。

石炭産業を社会化せよ

社会党 総評、炭労三者で構成している政転本部は、もちろんこの答申を拒否し、閣議決定が政転本部の要求を入れない場合、ゼネストを含むあらゆる戦術を組んで戦い抜くことを決めた。要求の最。中心的な柱は、雇用の安定確保である。

しかし、ここで確認しなければならないことは、炭鉱労働者の完全雇用は、私企業の枠内では解決できないということである。石炭産業についても、われわれがしばしば指摘しているように、抜本的な対策を確立せずして、その安定はあり得ない。調査団の長文の答申は、実にこのことを明らかにしたのである。

政府は新米穀年度の十一月一日から消費者米価の値上げを行なおうとしている。（閣議は一二%の値上げを決定した。）

当然な食管の財政支出

値上げの理由は生産者米価の引上げにより、食管赤字が増大し、これ以上の財政支出はできないものだが、これは第一に、食管制度が、今日果たしている社会政策的役割を無視し、第二に公共料金値上げの一連の政策とともに国民生活を物価倍増の脅威にさらす暴挙であり、第三に、消費者（とくに労働者）と生産者（農民）の利害对立をあおることによって勤労国民階層を分裂させようとするものといわなければならない。

消費者米価の値上げ問題

国民にしいる加重な負担

すなわち政府は、所得倍増計画で将来米の統制を間接統制に移行すると明記し、河野権想では自由米流通を認めようとするなど、統制撤廃をねらつっているが、これにたいする農民の反対が強いため、米の需給が緩和したこととを誇大に宣伝し、あたかも統制がなくなれば消費者米価は安くなるかのごとき宣伝を消費者に向ってしつづけてきた。こうしておいて消費者米価上昇を強行することは、消費者の中から統制廃止の声を出させ、生産者と対立させようとするものだというべきであ

かにしてはいないだろうか。石炭産業は、まぎれもなく社会化されるべき段階にきているのである。

社会党は、昭和三十三年すでに「石炭鉱業当面の社会化構想」を策定し、このなかでわれわれは「石炭鉱業の社会化を実現することによつて、はじめて生産力をより発展させ、安定した低コストエネルギーを供給し、労働条件の真の向上も実現できるのである」とした。この国有化構想をわ

れわれは、七万人首切りの合理化計画に対決する
今日のスロー・ガントして斗わねばならない。
もちろん、この国有化は、石炭だけでなく総合
エネルギー政策の立場から、電力、石油、天然ガ
スをも含めた国有化の提起につながる。社会党が
提案する「エネルギー基本法」は、これらの国有
化を大々的に打ち出し、社会主義政党としての高
い次元にたって、この政策転換闘争を指導するこ
ととなるう。（後藤）

る。

だが今日、米の需給は政府のいうほど緩和していない。国民が一年間に必要とする量は約一、三〇〇万トンであり、生産は農作の年で一、三〇〇万トンをわずかにこえる程度で、かりに統制がはずされば、大手業者による買占めや買叩きがおこり、生産者は買い叩かれる一方、消費者米価は高騰し社会不安をまねくおそれが強い。現在、米の政府持越量が大正七年の米騒動の年と同じ程度にすぎないこと、最近米の需要が年々十万トン程度づつ増加する傾向にあることを考えればこの不安は当然のことである。

したがって、食管制度を堅持し生産者価格を再び生産確保の立場で支持することは、国民の主食を安定して供給するため絶対に必要である。

一方、米は国民の主食であり、生活に最も重要な位置を占めていること、とくに最近の需要増加が低所得層に顕著であること（この層がようやく米を十分にたべられるようになりつつある）を考えれば、消費者価格は食管法でいうように「家計安定を旨として」できるだけ安く決めるべきである。このような役割を果たしている食管制度にたいする財政支出は、社会政策費としての意味をもつもので、赤字呼ばわりをするべきものではない。とくに、三十七年産米の生産者価格が石当り一万二、一一七円（現行消費者価格を玄米換算すると石当り一万一、六七一円）となつたため、食管会計への財政支出が千百億程必要となるといわれる

が、このうち五百二十億円程は、集荷経費、保管料、食糧証券利息、事務人件費等、一般行政費と

してみるべきもので、純粹の差額は六百億円にすぎない。これは総予算のわずか二、三%程度で、社会政策費としては決して大きくなない。むしろ大企業への租税特別措置による減免税二千八百億円に比すれば少なすぎるともいえる。この六百億円をうめるため、消費者米価を一二%も値上げして六百億円以上の金を浮かそうというのは、実質的な増税政策というべきである。

大衆を犠牲に独占強化

次に問題とすべきは、一二%の上げ幅である。

これは一升一二一円の配給米を一举に一三六円にするもので、一般家計費に甚大な影響をあたえることはもちろん、対象が主食であるということから低所得層に与える影響が大きい。そして、これが公共料金値上げと相いまつて、一般諸物価の値上げムードにいっそう拍車をかけ、国民生活をお

びやかすこととはいうまでもない。

さらに農林大臣は、配給米に一等二等の格差をつけたいといっているが、これは技術的にきわめて困難で、大臣みずから品質差は米屋を信頼する以外にないといっているように、いたずらに中間業者をもうけさせ、消費者価格値上げを増進するだけである。そして貧乏人はまずい米を喰えという、金持ち本位の政治が幅をきかせることとなる。

米の品質をよくするには、搗精度を引上げたり、消費者の小売店選択だけでなく、小売店の卸店選択をもつと緩和したり、あるいは生産者にた

いする技術指導、経営改善に抜本的な施策を講ずるなど、とるべき手段はいくらでもあるし、とくに農業政策に力を入れ根本的な解決をはかるこそ前提とすべきである。

これを怠つたまま、消費者米価値上げを行なうこととは、責任を消費者と農民に転嫁して、浮いた予算を社会政策費から大企業本位の費用に廻そうとする国民に背を向けた政治だといわねばならない

首都制度に関する一つの答申

危険な官僚行政強化の意図

去る九月八日、都知事の諮問機関である都制調査会が、次いで十月一日、総理府の地方制度調査

会がそれぞれ首都制度に関する答申をした。
区については都制調査会の答申では、区の性格

を都の下部機構として都の統制下に置かれる制限自治体とする、とされ住民に身近かな福祉、保健清掃などの事務事業は特別区に移すが、三三区全域の社会的・一体性にかんがみ、行政の統一性と均質性を確保する必要が強調されている。

地方制度調査会は、区の性格については、現行通りの制限自治区としながらも、全部を通じて統一的に処理する必要のある事務でもできるだけ住民の身近なところで、住民の判断にもとづき、実情に即して処理することが必要である、と都制調査会よりも区の自治を重視するという面を出していいる。

区長については、都制調査会は公選、地方制度調査会は公選、任命いずれも一長一短があるので今後の運営状況を見たうえで、さらに検討することが適当である、とさし当り現行通りとしている。この問題については、最後まで任命論を公選論が激しく争つたのであるが、都制調査会では、委員二十名の中、社会党委員二名と数人の同調査が最後まで鬭い、東知事の区長公選の公約、都議会の決議等もあって、結局区長公選やむなしということになつた。

しかしその反面、公選された区長に対し、知事に一般的な監督権を与えるだけでなく、区長の事務執行についての取消権、停止権、代執行権などを一方的にみとめ、更に区長の解職のために住民投票を請求する権限を与えている。これは、区の人事権も知事が掌握するという答申と考えあわせ

るとき、都知事に名をかりた都官僚の支配化であり、これでに特別区は実質的には自治区でなく行政区の存在でしかりえない。従つて、このよう

な不当な制約下の区長公選制は、これまで多年にわたる二十三区の区長公選運動や与論、野瀬判決等に押されて止むなく採用したものであり、区長が区民の意を反映して選任され、区民に対して責任を負うという本来のあり方とはかけはなれたものであるといわねばならない。

区議会については、両答申とも、現行の人口比による議員の定数を改めて、これを縮減する、といつてはいるがどの程度が明示されていない。

しかし、都制調査会の起草委員会の原案に、議員は最高二十名とし、常任委員会は置かない、となつていたことを考えると、当然この程度までの縮減を企図し、官僚政治の立場からは、住民代表としての議会制度を極力縮減しようとする反民主主義的思想を警戒しなければならない。

次に区の財政については、区の財政上の自主は強化されていない。都制調査会では、市町村民税の個人分（約二百二十億円）とタバコ消費税（約六十億円）を区の自主財源とし、二十三区間の財政のバランスをとるための調整財源として都が徵収する市町村民税の法人分（約百五十億円）および固定資産税（約二百八十億円）の一定割合を地方政府に交付することになっているが、福祉行政等が区に移されると少なくとも六百億円から六百五十億円は必要であり、全く問題にならぬ

い。地方制度調査会も、区の事務の増加に見合つて財政の必要性を指摘する程度に過ぎない。

都の問題については、総合的な基本計画や、大都市としての機能達成上必要な事務は都が担当し他は、大幅に特別区に移すことを両答申とも強調している。

また都の性格については、都制調査会、都を完全自治体として現行制度を維持して国の官治行政を極力排する立場に立つ一方、区に對しては行政面財政面で都の支配体制の確立をはかるうとしていることが注目される。

地方制度調査会は、当面の都政のゆきづまりを開けるための当面措置をうたつてはいるが特に首都行政及び首都整備について国の配慮を強調している。これは地方自治の立場から國の都に対する官治行政の危険性があり、注意を怠つてはならない。

われわれは、憲法を守り、地方自治を擁護して住民福祉を向上する立場から、中央集権的、官僚的行政の動きに対しても、あくまでも反対し、住民自治の本旨に則った民主的制度の確立を期して党の民主都制改革案を作成中である。（山下）

日本社会党教育政策要綱案

日本社会党政策審議会
文化教育政策委員会

前文

一、戦後の保守政権下における教育政策は、独占体制の強化とともに、教育に対する権力支配が次等につよまつてゐる。

すでに、教育委員会制度の任命制への切りかえ、教育内容の改悪、教員勤務評定制度の実施、校長教頭の

管理手当制の採用等教育の国家統制は着々と進められてきた。さらに、「人材開発」「科学技術振興」等の美名にかくれて教育の企業の効率主義への従属が巧妙に行なわれようとしている。最近は「人づくり」「金づくり」「国づくり」の三位一体的な反動教育攻勢を露骨にしめはじめ、大学管理の強化、教育基本法改悪そして再軍備えと、教育の反動化のプログラムは、あらたな段階に移行しつつある。

このまま推移すれば、戦後芽ばえた民主教育は枯れ絶えるであろう。ここにわが党は、平和と民主主義の基調とする教育を守るために新たな決意をして、教育に対する基本的態度をあきらかにし、教育諸言画を準

備し反動の教育攻勢と対決せんとするものである。

二、この要綱に示した「教育に対する基本的態度」は、日本社会党綱領の精神にもとづき、同時に憲法と教育基本法を基調とするものである。したがつて、わが党的教育政策は民主主義を基調とし、教育に対する権力支配を意図していない。すなわち、平和と民主主義を柱とする憲法、教育基本法と共通の広場をもつことを

確認する。

三、この要綱に示された教育計画は、要綱の示すわが党的教育に対する基本的態度に基づき、各教育諸領域において、具体化させたものである。わが党的法案闘争、矛盾闘争のよりどころでもあり、また民衆の下から教育運動の指針とするものである。

第一部 教育に対する基本的態度

本社会の近代化に貢献したことは大きな功績である。

しかし、他方において天皇制をたくみに利用し、富国強兵の旗じるしのもとに、資本のさく取行為を美化し、侵略戦争を聖戦化した罪は深い。いかえれば、旧憲法と教育勅語を柱として忠孝一本の「臣道中道」を、国民道徳の大本とすることになつて、編狭な国家主義を鼓吹して「專制と隸從、圧迫と扁狭」（憲法前文）を生み、国民の自由な人間性の発達を阻止したことは否定できない。

第一章 保守政府の教育政策の本質とその批判

第一節 保守政権の反動教育政策とこれに対する闘い

等一　わが国の明治以来の教育政策は、富国強兵をめざす国家主義教育政策であった。

明治以来の教育政策は、義務教育の実施によつて日

第二 わが国の明治以来の教育政策は、資本に奉仕する

による遅れを取り返すために資本蓄積に急にして、低

賃金低米価政策に徹し国家権力により資本を保護した

ために、教育の自由な人間形成を犠牲にしたのである。

一、資本主義社会という既製服に人間を適合しめようとした。

(1) 一方においては、封建的な「身分的人間関係」を教育的基底として、義理人情に生きる主体性のない封建的人間を温存するにつとめて、国民の自主的精神の発達を抑制した。

(2) 他方においては、資本主義的な「商品人間関係」を教育的基底として、独占資本に奉仕する道具として勤勉にして従順な労働者をつくるために国民の批判精神の発達を阻止した。

二、学習の動機を、當利と競争に求め、「えらくなる意識」と「金もうけの欲心」とを結合させて、利己的個人主義を助長した。

三、教育の機会均等の原則に、きわめて不忠実であった。

教育費無償の原則は、せいぜい小学校教育の授業料免除にとどめ、中等教育以上は、富めるものの特權としてのこした。

四、教育内容を國家権力によって制限した。

(1) 大学の自治をしばしばおかして、学問・思想の自由を制限した。

(2) 科学教育においては、社会科学の学習を制限した。また、自然科学を軍事科学化して、戦争の手段につかつた。

国家道徳を一方的におしつけて国民一人々々の幸福と結びつく社会道徳を軽視した。

五、国家権力による教師支配は、極端に行なわれた。

（1）国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法並に政治的中立の確保に関する法律等によって教育をおしつけ、ために教育界は「眞実性」と「創造性」をなくしてしまつた。

第三 戦後の反動教育攻勢

一、終戦直後の教育改革は形式的には憲法の民主的精神にしたがい教育民主化の方向に画期的な変化を示し、教師もまた火母、青年、婦人を中心とする各種

民主団体の協力のもとに教育の民主化にあらゆる努力を払ってきたことは事実である。すなわち、平和憲法の制定より教育基本法の制度、公選制教育委員会制度の実施、その他は自由な教育制度がつぎつぎに採用され、教師も父母も希望をもつて、日本の民主化に熱情をささげた。しかし、この希望はやがて失望にかわり、その努力は花は咲いたが実を結ばないままに、教育の反動化の段階にはいった。

二、すなわち、吉田内閣以降次第に反動化し、ことに池田、ロバート会談以来アメリカの反共極東軍事体制の協力者として、再軍備への道を開拓したために、民主的平和憲法の改悪を企図はじめ、その後、手をかえ品をかえ、改悪のかまえをかえず、今日にいたっている。憲法改悪の思想は、教育基本法のさだめる国民教育の原則を否定する思想と一つであり、その教育政策は、形式的には新しい憲法の看板をかかげて実質的に旧憲法は感覺によって民主教育の前進を阻止することにあらゆる努力を払つてきた。

三、右の意図のもとに「平和」と「民主主義」を柱とする国民教育の発展を阻止する政府の反動教育攻勢は次のように、計画的に押し進められてきた。

（1）教師の政治的自由と、教育的自律性の制限

さらに、「勤務評定制度」の実施によって、教師の公務員的性格を強調して、思想と学問の自由に

よってさせられた教育者として固有の地位を輕視し、教育に対する権力支那の第一の道を切り開いた。

（2）教育行政の反民主化

公選制教育委員会制度を任命制に切りかえ、国民と教育行政をつなぐ「かけ橋」をとりはずした。このことは、教育行政の「官僚化」による、教育の権力支配の第二の道である。

（3）教育内容の反民主化

上からの教育課程の改訂並びに教科書採択権の制限等により、教育内容の選択権を、教師より奪いとろうとしている。ここに、教育に対する権力支配の第三の道がある。

（4）社会教育の反民主化

社会教育法の改悪によって、社会教育の官製化をはかり、民衆の「自由な学習」と、「自由な文化活動」を抑制する糸口を開いた。

かくして、政府は学校教育、社会教育の全般にわたり、戦後の民主教育の進展に対して、失地回復に狂奔してきた。

四、今後の反動教育攻勢は益々巧妙かつ悪らつになりつつある。

池田内閣は最近あるいは「科学技術教育」の重要性を強調し、あるいは「人材開発」の美名のもとに独占資本と結託し、その利潤追求の利己的動機によつて、教育を企業に従属せしめようとしている。

すなわち「人づくり」「国づくり」「金づくり」の三位一体の反動教育攻勢の推進を企図している。

第五 わが党の政府の反動教育攻勢に対する闘い

わが党は教育の本質をふまえて、民主主義の信念と階級的立場を堅持し、政府の反動教育政策のぎまんを見抜き、不退転の決意をもつて、闘わねばならない。

そのための当面の目標はつぎの通りである。

一、校長、教頭の管理手当の職務手当との切りかえ

二、教職員定員増による労働過重の軽減

三、養護教諭、事務職員の必置

四、勤務評定制の廃止

五、教育委員会制の実現

六、教職員給与、諸手当の再検討

七、大学自治の確立

第二節 「資本主義社会」の環境とその教育破壊作用

に対する闘い

第一 資本主義社会は、多くの反教育的条件をもち、教育破壊作用を内臓している。

(1) 資本主義社会は、つきのようないくつかの全面的発達を阻止する反教育条件をそなえ全体としての人間の創造的な発達を抑制している。

資本主義の営利主義の土壤には、人間の利己心が繁殖するが、人間の社会性は育ちがたく、したがつて人間の高いモラルの生れる適地でない。

(2) 資本主義社会の無計画的生産と自由競争は、人間の投機的な「トバク性」をみびく。

(3) 資本主義社会における分業は、せまい技術者をつくり、機械に支配される人間をつくる。

(4) 資本主義商品経済は、人間を商品化し人間尊重の精神をうしなわしめる。

(5) 資本主義社会は、その階級構造の故に生産労働と遊離する有閑階級と、生産労働の苦しみだけ知る困窮者を生み、その各々の両極に「反社会的性格」を生む。すなわち都市のスラム街農山漁村のへき地には、「低俗」「粗暴」「卑屈」等の反社会的な青年を育て、有閑階級の子弟は勤労の喜びを知らないままに「放従」と「たいはい」に走る社会的基盤をつくる。

教育はこの資本主義社会の教育破壊作用によつて人間形成にひずみを生じ、頽廢的で利己的な人間をつくりあげる危険にさらされる。また貧富の格差は教育の機会不均等をつくることによつて、各階層の間に文化的落差を生み、社会の進歩を阻害するのである。

(3) 戦後の日本資本主義は急速に独占資本の復活によって独占体制が強化されるにいたが、以上の教育破壊作用がいちじるしい傾向にある。ことに、

1 経済の二重構造によつて、教育の機会均等の要求がみだされないこと。

2 保守政権と独占資本が、おのれの保存と私得のために、アメリカの低俗な文化の輸入を容認していること。

3 あくどい党利主義による低俗な映像文化その他

の不良文化財の国内の流布につき黙認しているこ

と。等によつて、深く人間形成にひずみを生ぜしめている。

第二章 教育破壊に対する闘い

(1) 政府は青少年の非行の増加を教師と父母のみぞの責任を転嫁して資本主義社会の内部にある人間性破壊の作用に目を覆い、全学連のはげしい運動に対しては、大学の教師の怠慢に帰しようとしている。

そして、さく取により失業と貧乏を生む資本主義社会に対する純粹な青年の憤りであることに反省を示さない。

わが党は、教師と父母と手をたずさえて資本主義社会の人間性破壊作用から青少年を守るために、さらに、人間性の発達を阻害する資本主義環境を改造するために教育破壊作用に対し、不退転の闘いをする。

わが党は、教師と父母と手をたずさえて資本主義社会の人間性破壊作用から青少年を守るために、さらに、人間性の発達を阻害する資本主義環境を改造するために教育破壊作用に対し、不退転の闘いをする。

(2) 当面の闘いの目標はつぎの通りであり、この闘いは教育界から社会への要求として下からの教育運動として実践していく。

1、たいはい文化の排除による青少年を守る運動

2、高校全入による試験地獄、入学難の解消

3、教育寄附の制限、教育費増額による父母教育費負担の解消

4、完全雇傭による就職難の解消

第二章 わが党の教育政策観

第一節 わが党の「教育本質観」

第一 教育は、人間を他の手段とするのでなく人間を人間として能力をひき出し、これを全面的に創造的に発達せしめる社会的機能である。

第二 人間は、自然法則に支配されつつ、自然法則を支配することができる。自然法則を駆使して生産力をたかめ社会を変革するとともに、みずから意識を改造することができる。この人間の能動的な主体的立場こそ、教育の出発点であり、教育を可能にするよりどころである。

第三 人間は生れたままの本能はまことに薄弱である。しかし、人間は労働し、学習することによって無限に能力をだし創造的な可能性をもつていて、人間は学ばなければ「無能」にどどまり、学べば無限に発達する。ここに教育を必要とするよりどころがある。

第四 わが党は、このような教育本質観に立ち、教育の可能性と必要性を確信し社会の進歩と人間の発達のために人間形成を通じて社会形成の重要な役割を果す教育制度を保障する。

第二節 教育と政治(権力)

第一 人間形成と社会形成はきりはなすことができない。ここに、政治と教育の密接な関係が生れるのである。教育は人間形成を任務とする社会的機能であるが故に、教育は政治による社会形成の機能に無関心ではいえない。政治はまた社会形成を本来の任務とするが故に教育の人間形成に重大関心をもつ。したがって、政治権力がめざす社会が階級社会であり、人間の全面的創造的な発達を抑圧する構造をもつとき、その社会体制を維持するために権力で教育を支配しようとして、教育界は人間を守るために、政治に立ち向って教権を主張して、両者の間に緊張関係が生れる。よって、人間を守る立場にあるかぎり、その対立の責任は、つね

に権力政治の側が負うべきである。

教育は本来権力政治をきらい、つねに権力に反はつする。

第二 教育精神

「人間性をまもる精神」である。すなはち人間性をきずつけず、その素質を創造的に発達させようとする意願する精神である。この教育精神は政治に向うとき、「人間解放」の要求に発展し、人間の全面解放を保障する理想的な教育環境としての「さく取なき自由にして平等な社会」を求めてやまない。ここに教育精神と社会主義との共通の広場がある。

第三節 教育と経済(生産)

第一 教育は「人」をつくり、経済は「物」をつくる。しかし、「物」をつくる「生産力」は人間の力である。教育は人間の力を最大限に引き出す創造機能であり、この意味において、教育は生産であり、最も根源的な意味において「生産事業」である。

第二 しかし、教育は人間を人間として育てる働きであり人間を生産手段として育てることは教育でない。

人間は生産手段をつくりこれを駆使する主人公である。人間を財産視した「奴隸教育」は教育でない、人間を道具視した「農奴教育」は教育ではない。

第三 さらに人間を資本蓄積の手段として考える「教育投資論」も、教育の人間形成を経済の「金づくり」に従属せしめようとするものであり、生産手段を駆使する主人公としての「人間教育」でない。この考えはやがて、科学技術教育を所得倍増計画に従属せしめたり企業の当面の営利的要請にひきずられて、狭い技術者養成にはしり、科学の進歩に役に立たないインスタンクト科学教育のあやまりをおかす。

教育は経済に隸属せしめてはならない。

第四節 わが党の教育政策観

第一 社会主義教育観

一、社会主義思想に基づく教育は、外から一定の型を押しつける「人づくり」とは無縁である。内から人間能力を創造的に引き出す人間形成の教育である。

社会主義は階級なく、さく取なき完全に人間が解放された社会をめざす政治思想であり、この社会主義政治思想から流れる教育思想は当然に「人間性の全面発達」をめざす人間形成の教育觀となることはいうまでもない。

二、したがって、社会主義教育のめざす「教育人間像」は人間素質の創造的に全面発達した人間である。この「社会主義人間」は自然の法則、歴史の法則を駆使する主人公として、人間社会の進歩発展に創造的に参加しうる主体的人間である。

われわれのめざすこの「教育人間像」は現時点においてつぎの意識の確立が必要である。

- (1) 自然及び社会についての科学的な認識
- (2) 人間尊重の精神を基調とする平和と民主主義に徹する高い道義的情操
- (3) 豊かな個性と創造的な芸術精神

三、社会主義をめざす教育政策は権力による教育支配を考へない。社会主義の「人間の全面解放」をめざす政治思想と「人間の全面発達」をめざす教育の人間形成の立場は相互に協力関係にあり、敵対関係に立たないことを確信する。

四、資本主義社会は「階級社会」である。階級社会における教育は、支配階級のための教育となりがちで

ある。支配者の支配する教育は、支配階級の利益のために、教育の人間形成を利用しようとする。そのために、教育を権力によって支配し、人間を資本蓄積の手段としようとして人間の全面的な発達を抑制しようとする。ここに、政治の社会形成と教育の人間形成がつねに対立する根因がひそんでいる。

第一　わが党的教育政策観

一、わが党的政治目的は、「民主的平和手段によつて資本主義社会を変革して、自由、平等その他基本的人権を保障し、人間性を完全に解放する社会を実現することである。」（綱領第四章）そして、社会主義社会の実現の道は「資本主義社会を民主的、平和的に変革していわゆる平和革命を遂行することによつて」（綱領第三章）推進する。いいかえれば「社会主義は民主主義によつて達成され、民主主義は社会主义において完成する」（綱領前文）との確信の上に立つてゐる。

したがつて、民主主義は社会主義革命の道であるとともに、社会主義は完成された民主主義の到達点である。

二、したがつて、わが党的社会主義実現をめざす教育政策は民主主義を基調とするものである。すなわち権力による教育支配を排除して、学問の自由、思想の自由を保障し教育の自立性を尊重する。

三、さらに、民主主義を基調とするわが党的教育政策のめざす社会主義社会は民主主義を否定する社会ではなく、完成された民主主義社会である。

すなわち党のめざす「階級なくなく完全に人間が解放された社会」は、経済的意義においては万人豊かな生活を保障する「経済社会」であるが、

教育の意義においては、人間の平等と自由が保障された人間性が全面的に解放された「民主主義社会」である。したがつて、人間の全面的発達の条件をみたす「教育国家」ともいえる。われわれは、政治目的として社会主義社会の実現を期するとともに、人間の全面発達の条件をみたす「教育王国」の建設をめざすのである。

第三章　わが党的教育に対する基本的態度

わが党は、保守政権の反動教育政策の実体をみきわめわが党的綱領にさだめる社会主義精神に基づく教育觀を確立し、さらに憲法および教育基本法の民主主義的な諸定規を尊重して、つぎの通りの「教育についての基本的態度」をあきらかにして、教育諸政策の遂行を期する。

第一節　日本社会党綱領とわが党的教育に対する基本的態度

第二節　日本国憲法とわが党的教育に対する基本的態度

一、わが党的本来の任務は「資本主義社会を民主的、平和的に変革し、いわゆる平和革命を遂行することによって社会主義社会を実現することである」（綱領第三章）ことはいうまでもない。

二、その社会主義の実現の過程を通じ、またその後においても、言論、集会、信仰、良心の自由、完全な秘密、平等、自由の選挙等、民主主義をあますと主張

三、「自由権」と「生活権」を二つの柱とする「人権」

これは国民の自由な批判、反対党的存在とその批判に進んで応える。政権の帰属と移動とはあくまでも表明された国民の意志によって決定される」（綱領第三章）と明言して、徹底した民主主義を表明した。

第二　教育に対する権力支配を排除する

一、わが綱領は「行政上その他社会の各方面にわたつて官僚主義を排除する」（綱領第四章）ことを確信し、また「文化の画一化や天下り的統制を行わないことを宣言している。

われわれの社会主義は官僚主義、権力支配とは無縁である。

二、わが党的教育政策は、綱領の精神を忠実に守るとともに、教育の本質的機能は、内から人間の能力を引き出し、人間として全面的に発達せしめることにあるとする我が党的教育本質觀と、さらに、わが国の教育は明治以来、政治権力の支配が強く、自由な人間形成を阻止し、いくたの弊害を生んだことの反省を加えて、教育に対する権力支配を断固として排除する。

のひとしく教育をうける権利」（憲法第二六条）を基調とする「教育行政」を確立する。

第三 戰争放棄を軸とする「平和主義」の思想を普及するため偏狭な民族主義を排して、日本民族をして、軍備全廢の世界の先駆者として誇り高き平和主義者たらしめる。

第四 「人権主義」の確立のために人間尊重の精神を強調し、利己的個人主義を克服しつつ人権思想を確立する。

の尊重」と「人間の尊重」が表裏一体である民主的な正しい「労働觀」を打ち立てる。

(5) 「責任を重んずる」人間形成のためには、社会生活における「自由」と「責任」の関係を明らかにしこと資本主義社会における営利と競争から必然的に生れる利己的個人主義を克服する。

(6) かくして、「自主的精神にみちた心身とともに健康な」日本人の形成を期して、人間の全面的発達の条件をつくり出していく。

第二 教育基本法の第二第以下にさだめる教育の諸原則の実現をはかる。

(9) 「国民全体に直接責任を負う」公選制教育委員会制度を復活し、教育の自主性を守る。

わが党は、教育基本法の定める民主主義を基調とする教育の目的と方針を尊重する。

第一 教育基本法第一条にかかる「平和的な国家及び

社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神にみちた心身ともに健康な国民」を、資本主義社会を克服することによってその実現をめざす。

(1) 「真理を愛する人間」形成の為には、自然科学とともに、社会科学の研究の自由を確立する。

(2) 「正義を愛する人間」形成のためには、きびしいヒューマニズムの精神を確立して、社会悪に対する強い正義感と抵抗力を食う。

(3) 「個人の価値を尊ぶ人間」形成のためには、日本の伝統的社会に継承された根強い身分意識と、事大思想をぬぐいとて、人間の主体的自覚をたかめるとともに、抽象化された「個人」を克服して人間の社会的存在としての自覺を深める。

(4) 「勤労を重んずる」人間形成のためには、「労働官、公、私立の学校差別観をなくすとともに、思想の学問の自由にささえられた教師の特別の地位を

確立する。

(6) 社会教育の奨励（第七条）をはかる。

社会教育の自律性を確立し、社会教育施設の充実、社会教育の自律性を確立し、社会教育施設の充実、

自由な社会教育団体の育成につとめる。

(7) 政治教育を重視（第八条）する。

「政治道徳の法則は普遍的である」（憲法前文）ことを確認し、憲法を守る政治思想を確立する。

(8) 公立学校における宗教教育の禁止（第九条）を守る。

宗教の自由を確認するとともに、科学を無視する邪教批判力を養う。

(9) 教育に対する不当支配を排除（第十条）する。

これら的基本法の規定する国民教育の諸原則は憲法の基本思想とともに平和と民主主義を基調とするものであり、わが教育政策の基調と一致することを確認してわが党の教育に関する基本態度をさだめその実現を期する。

第四節 教職員

一、教師の学問思想研修の自由を保障する。

2 自由にして民主的な教育活動を尊重する。

3 教師の賃金、労働条件の改善および民主教育の推進については、教師との交渉と話し合いによって運営するルールを確立する。

二、教師は労働者であることも確認し、憲法のさだめる労働基本権、市民権を完全に保障する。

第五節 道徳教育

わが党は道徳教育の重要性をみとめる。しかし、まづ道徳教育観を明らかにする責任がある。わが党は「万人が万人のため」の道徳をめざす道徳教育を確立するためには、

一、身分道徳は認めない。

身分を前提とする人間差別觀を基礎とする封建的道徳は、民主主義教育と相容れない。この思想を基調とする道徳教育は、身分の低い人間を身分の高い人間に奉仕する道具とするものであつて、憲法の人権思想と相容れない。

二、道徳の階級性を認めない。

道徳は、特定の階級に奉仕すべきものであつてはならない。階級社会における道徳は、おのずから階級性をおびる危険がある。

資本主義社会の道徳教育は、形式的には、個人の尊厳と自由を強調しても、実質的資本に奉仕する階級的な「人づくり」教育になりがちである。故に、社会に対する自由な批判を許すことを前提として道徳教育をする。「人づくり」教育によって道徳教育をすすめる。さく取と偽瞞をふくむ現実の社会構造と切りはなし、個々の「徳目」を教える伝統的な道徳教育は、悪政が道徳を悪用する余地をのこす。

三、愛国心と教育

(1) 愛国心は、無批判に、國の現状を賛美し、守ることからは生れない。そこからは狭い排外主義やファシズムが生れる。同時に愛国心は「悪党政治家のかけ家」になる。

愛国心は、「よい國をつくる」実践と嬉びの中から生れる。

いかえれば愛国心は、現実の日本のおかれている政治的、経済的觀点にたつとき貧乏と失業と不幸

を生む「日本資本主義」をそのまま、おしつけることから生れない。逆にここからは偏狭な帝国主義、独善的なファンズムが生れる。

一、科学は歴史の發展の根源であり、科学教育は最も重視したがつて、眞の愛国心の教育は、つねに、社会改造と民族独立に向つた政治的自由を前提としている。

日本は、国内的には貧乏と失業と頑廃の現状を打破するきびしいヒューマニズム運動の中で、国際的には、安保体制を打破して日本の完全独立をめざす民族解放運動の中に、高いモラルと民族のほこりを感じ得せしめるところに、正しい愛国心を育てることができる。

(2) わが党は正しい愛国心の教育を重視する。

日本社会党は愛国の党である。わが党は「日本は完全な独立を回復するために民族独立の闘争を必要とする」(綱領第三条)ことを歴史的任務としている。

日本民族の独立のためには「労働者、農民、漁民、中小企業者、知識層、その他広汎な労働大衆の国民運動として遂行されなければならない」(綱領第三条)と強調している。

さらに、「階級的立場を忘れた社会主義に義に指導されない單なる民族闘争は、途中において挫折するか、目標を見失つて排外主義やファシズムに転落する。社会主義は本来国際的であり、偏狭な国家主義や独善的な民族主義とは無縁である。われわれの社会主義によつて導かれた民族運動のみが平和と安全と進歩をもたらす、建設的意義をもつてゐる」(綱領第三条)

第六節 科学技術

一、科学は歴史の發展の根源であり、科学教育は最も重視する。

人類は科学によつて自然を征服し、人類の福祉をつみ重ねてきた。自然科学は人間の「生産力」をたかめ生産構造を改造し、社会科学は人間の「洞察力」を深め意識構造を変革し、両々相まって、科学は歴史を推進してきた。

わが党は科学教育を最も重視する。

自然科学教育によつて、生産力をたかめ、人間を貧しさから解放し、社会科学教育によつて洞察力を養い人間を無知から解放し、はじめて、人間を全面的に解放することができる。すなわち、人間は科学的になることによつて道義的になりうる。

二、科学教育は、世界の平和と人間の福祉に貢献するものでなければならない。

資本主義社会においては、科学研究の成果を、人間の福祉に利用する保障がない。また、研究の成果は、營利価値として商品化されるために、金もうけに役立つ科学ばかりを重視する。

正しい科学教育は人類のために平和と人間の福祉に貢献するものでなければならない。

三、科学者は尊重されねばならない。

資本主義社会における科学者の地位は低い。偉大なる科学者も、単なる独占資本の雇傭人としてその低い所得とその低い社会的地位におかれている。ために科学者は、みずから研究成果の使途につき発言権がない。

科学の尊重は科学者の尊重から出直さねばならない

四、日本の「科学教育」の課題は次の通りである。

(1) 科学の軍事化を防止して、「平和のための科学」を確立する。

(2) 「營利のための科学」を克服して、勤労大衆のための「福祉のための科学」を確立する。

(3) 「狭い技術者教育」を克服して、科学の基礎教育を重視して「綜合科学技術教育」を確立する。

第七節 社会教育

一、社会教育は、学校教育の補充的機能として考えない

(1) 社会教育は、社会生活の準備教育として学校教育に対応して、生活を通じての社会人の再教育を分担する独自の教育機能をはたすものとして重視する。

(2) 社会教育は、勤労大衆に対する「安上りの簡明教育」ではない。国は憲法第二六条の「教育をうける

第二章 教育諸計画の基本方針

教育諸計画の基本方針

全面発達の教育を確立する。

第五 教育諸計画を貫く基本方針はつぎの通りである。

第一 国民に直接責任を負う教育行政機構を確立する。

第二 教育に対する権力支配を排除し、教育、思想の自由を保障する。

第三 教育財政に対する国の責任を明らかにし、「援助して支配せず」の原則を確立する。

第四 「すべての国民は能力に応じて教育をうける権利を保障し、教育費無償の原則を実現し、能力に応ずる

権利」を保障するために勤労大衆の生活課題を解決する教育として「援助して支配せず」の方針のもとで十分の予算と施設を準備せねばならない。

二、社会教育は、「施設による教育」と「団体による教育」の二方面から推進する。

(1) 施設による社会教育は、公民館、博物館の施設を提供することによって、広く民衆に自己学習の機会をあたえる。

(2) 団体による社会教育は、青年、婦人団体その他の社会教育団体を育成して課題解決の相互学習活動を助長する。

三、さらにわが国の戦後の社会教育の歴史的任務として民主、平和、人権を三つの柱とする憲法の普及を重視する。

廃する。

第二期計画

社会主義政権に移行し、経済の計画化が進むにつれて実施する教育計画であり、第一期計画を全面的に充実发展させる方向をとるものである。

(1) 生産と教育、労働と学習が有機的に結合するよう学校制度教育内容を確立する。

(2) 教育水準の地域格差を全面解消する。

(3) 完全なる教育費無償の制度を確立する。

(4) 教育的ロスを解消する。

教育行政組織改革

第一方針

一、国民に直接責任を負う教育行政組織を確立し国民主権を基調とする「国民教育」を確立する。

二、教育に対する権力支配を排除し自由な教育の自主性を保障する。

三、教育行政と文化行政を分離する。

第二方針

わが党の政権獲得への道しるべであり、同時にわが護憲民主政権下の教育計画であり、自由経済のもとに実現可能な教育計画である。

(1) 教育に対する権力支配のための現行教育制度を改

A 第一期計画

一、文部省の改革

- (1) 権限は、地方教育行政庁及、学校に対する助言と指導に限定する。

(2) 中央教育審議会は、教育現場の代表を中心として

第二 改革の内容

第一期計画

三、青少年労働者に対し企業内訓練を禁止し公教育の機会を保障する。

- 一、学校制度の改革については、別途党内に学校制度改革特別委員会を設置して、幼稚園より小、中、高、大学にいたる総合的な調査研究を行い抜本的な改革案を確立する。

義務教育諸學校計画

第一針

第
方
計

一、学校の主体制を確立する。

一一

三、教育諸条件の整備拡充をはかる。

第二計

第一期計画

一、制度の改革

- (2) (1) 文化財保護委員会を廃止し文化省を設ける。
文部省所管の社会教育及びユネスコを吸収する。

第二期計画

- (3) 厚生省所管の観光行政を吸収する。
三、科学技術省の新設

(1) 幼稚園教育一ヶ年を義務教育とし、それ以前の幼稚園は保育園の対象とする。

學校制度改革計畫

- ## 第一 基本方針

備考

(2) 学校規模の適正化

小中学校ともに大規模学校、小規模学校の適正化をはかり、漸次地域の実情に即して再編成する。

三、学校の主体性の確立

(3) 教育施設設備の充実

(1) 教育内容決定の自主性を確立する。

学校は自主的に教育課程を編成する権限をもつ

(2) 教科書の選択は学校の権限とする。

教師の自由な教育活動を保障する。

(3) 教師の教育研究を保障し助成する。

勤務評定制度の廃止

(4) 校長、教頭の管理手当を廃止する。

三、学校運営の民主化

(1) 校長の地位権限

校長の地位を明確にするとともに権限は指導助言にとどめる。

(2) 職員会議を学校運営の決議機関とする。

四、地域社会と学校の提携

(1) 民主的なPUA活動の助成

母と女教師の会の助成

両親学級を小学校に附設する。

(2) 生徒会・児童会の育成と生活指導の強化

教師の労働条件の改善

労働条件の改善

教育労働者としての給与の引上げと体系の確立

勤務時間の確保
休憩・休息時間の確保

年休、産前産後の休暇、育児休暇の完全実施

日宿直を廃止し、警備員制度を設ける。

四、進学と就職との矛盾を克服して教育の人間形成の本質的機能を守る。

労働環境の整備拡充
教職員住宅の完備
組合活動の自由の確保
退職後の社会保障の確立

第二計画

第一期計画

一、制度の改革

(1) 全入制を実現する。

二、教育条件の改善

(1) 週授業全日制十五時間、定時制十二時間以内とする。

(2) 一学級生徒普通高校四十名以下、実業高校三十名以下。

(3) 養護教諭、事務職員、実習助手の増員と身分の確立。

三、学校主体性の確立

(1) 教師の研究の自由を保障し助成する。

(2) 教科書の選択は学校の権限とする。

四、学校運営の民主化

(1) 校長の地位を明確にするとともに、権限指導助言権にとどめる。

(2) 職員会議は学校運営の決議機関とする。

五、労働条件の改善

(1) 施設設備費の三分の一国庫補助

(2) 施設、設備の充実をはかり学校の格差をなくす。

(3) 敷地購入費の三分の一国庫補助

(4) 図書及教材の整備充実

六、実業高校教育の近代化

(1) 実験、実習設備の近代化

(2) 関係試験機関との連携を密にする。

七、定時制、通信制の充実

高等学校計画

第一 方針

一、学この主体性を確立する。
二、運営の民主化をはかる。
三、教育諸条件の整備拡充をはかる。

成機関を設けない。

(2) 四年制以上を原則とする。

(3) 幼稚園・保育園教諭、養護教諭、司書教諭の養成

並びに特殊学校教育のための特別のコースを大学の

課程として確立する。

(4) 奨学金制度を拡充する。

二、教員免許制度の单一化

級別免許制を廃止し教員免許状一本とする。

三、教師の研修について

(1) 教員研究のための図書その他の設備の充実

研修旅費の増額

(2) 研修手当の支給

内外留学制度の確立

第二期計画

一、教員養成について

(1) 四年制大学卒業後二ヶ年の教員養成コースを設ける。

二、教員研修について

(1) 五年制実施による研修日の設定

(2) ブロック毎に国立の教育研究所の設置

地方教育研究所の設置

(3) 地域教育の研究、並びに、家庭教育相談適性指導等の機関とする。

(4) 定期的に一ヶ年以上の研究留学制度を確立する。

へき地教育振興計画

第一 方 针

一、へき地における教育の振興をはかり、教育の格差を

解消する。

二、へき地における施設設備の充実、教師に対する特別

措置、社会施設、文化施設との有機的な配置を配慮す

る。

三、へき地教育は学校教育と社会教育の二つの教育機能

を総合的に行ない全村学校の思想のもとに運営する。

第二 振興計画

第一期計画

一、へき地教育の充実

(1) スクールバス、スクールボートの配置

(2) 寄宿舎（季節寄宿舎をふくむ）の設置

二、施設設備の充実

(1) 保健衛生設備として

完全給食、風呂、理髪、医療設備の充実

テレビ、ラジオ、図書等教材の充実

(3) 公民館をかねた集会室の完備及び移動図書館の充

実

三、自家発電設備・水道設備

三、へき地教育センターの設置

へき地指導主事、へき地教員の研究機関とする。

四、教職員の定員增加と労働条件の改善

等の機関とする。

定期的に一ヶ年以上の研究留学制度を確立する。

(1) 全村学校として必要な教員定員の増加

教員住宅の完備

へき地手当の増額

(2) 研究手当、研究旅費の増額

へき地教員の機会の保障

へき地教職員の子弟の学生寮を各県郡に設置する。

る。又は特別の奨学資金を支給する。

第二期計画

特殊教育振興計画

第一 方 针

一、特殊教育の対象児童の全員就学の実現を期する。

二、特殊教育の特殊性にかんがみ、國の特別の手厚い助

成を配慮する。

三、特殊教育の対象は盲・聾・肢体不自由及び病虚弱、精神薄弱の五種の特殊児童生徒であり、おのの別個の教育方法による振興をはかる。

第二 計 画

第一期計画

一、各領域共通の計画

(1) 全学年を通じ施設設備の国負担二分の一

(2) 寄宿舎の養成機関の充実

(3) 教職員の定数増加と身分確立

(4) 一学級の児童生徒を次の通りとする。

幼	小	中	高
一学級	八人	八人	八人

か、個別指導員を考慮する。

(ハ) 着母の身分を確立し、一日三交代制とす。

第二 計画

第一期計画

一、小中学校の学校給食の拡充

(1) 国の補助率の引上げ

(2) 給食施設二分の一補助、給食費二分の一補助

ヘキ地学校給食の義務制

(3) 栄養士給食従事者を必置とする。

二、定期制夜間高校の給食の充実

(1) 小中高一貫した教育計画を立てる

(2) 理科担当教師の資質の向上と待遇改善

(3) 実験助手の身分保障

(4) 理科担当教師の資質の向上と待遇改善

(5) 小・中・高ともに必置とする。

三、養護教諭の配置充実

(1) 小・中・高ともに必置とする。

(2) ヘキ地学校優先配置を行なう。

四、保健体育施設設備の充実

(1) 保健室(養護室)の充実をはかる。

(2) 校医の充実をはかり、耳鼻咽喉科医を設置する。

(3) 屋内体操場の完全置

(4) 運動場を国補助対象とし整備する。

(5) 騒音防止、塵埃防止、採光設備等室内衛生設備の整備

五、児童生徒の災害補償制度の確立

(1) 災害の国家保障

(2) 施設、設備費全額国庫負担

(3) 給食費

(4) 二分の一

(5) 設置者負担

(6) 二分の一

(7) 完全な健康管理制度の実現

PTA教育費負担解消計画

第一期計画

一、小中学校の学校給食の拡充

(1) 国の補助率の引上げ

(2) 給食施設二分の一補助、給食費二分の一補助

ヘキ地学校給食の義務制

(3) 栄養士給食従事者を必置とする。

二、定期制夜間高校の給食の充実

(1) 小中高一貫した教育計画を立てる

(2) 理科担当教師の資質の向上と待遇改善

(3) 実験助手の身分保障

(4) 理科担当教師の資質の向上と待遇改善

(5) 小・中・高ともに必置とする。

三、養護教諭の配置充実

(1) 小・中・高ともに必置とする。

(2) ヘキ地学校優先配置を行なう。

四、保健体育施設設備の充実

(1) 保健室(養護室)の充実をはかる。

(2) 工業教員養成所を廃止し大学学部とする。

(3) 大学共同利用研究所の増設

(4) 大学における研究者及び科学担当教師の量的、質

的資質の向上充実をはかる。

第一 方針

健康教育振興計画

第一 方針

一、「心身ともに健康な民主社会の形成者」(教育基本法第一条)の養成をめざす。

二、健康は、学校教育計画の前提として、重視する。

三、スポーツの教育的価値を重視し選手本位のゆきすぎ

を抑制する。

四、非合理的な衣食住の生活様式を改造して、日本人の

合意的生活態度を養う。

第一 方針

科学教育振興計画

第一 方針

一、「心身ともに健康な民主社会の形成者」(教育基本

法第一条)の養成をめざす。

二、健康は、学校教育計画の前提として、重視する。

三、スポーツの教育的価値を重視し選手本位のゆきすぎ

を抑制する。

四、非合理的な衣食住の生活様式を改造して、日本人の

合意的生活態度を養う。

第一 方針

職業教育の充実

第一 方針

一、科学の基礎教育を重視する。

二、総合的な科学技術教育を重視する。

三、自然科学教育と社会科学教育の統一をはかり科学的

第一 方 针

全国 P.T.A の教育費負担は莫大な額にのぼる。国民にとっては二重課税であり、民主政治の基本的な課題として、つぎの方針のもとに、速かにその解消をはかる。

一、教育無償の原則を確立する。

二、国の学校施設設備の補助率を引上げる。

三、教育に関する公費の父母転嫁を禁止する。

四、奨学制度の拡充強化をはかる。

五、官公私立の教育費の格差の解消をはかる

- (1) 貧富の差による進学の難易を解消する。
- (2) 教員希望学生生徒の奨学制の拡大
- (3) 都市に学生寮を建設する。
- (4) 奨学対象学生を拡大し、支給額を増額する。
- (5) 全額国家負担とする。
- (6) 義務学校施設費は全額国庫負担とする。
- (7) 貸与制を給与制に切りかえる。

- (1) 校舎敷地及運動場等体育館を補助対象とし三分の一補助とする。
- (2) 教員住宅補助を全国に及ぼす。
- (3) 補助基準
- (4) 一教室四〇人収容を基準とする。
- (5) 小学校一学級当たり坪
- (6) 中学校一学級当たり坪
- (7) 幼稚園教室及び遊び場
- (8) 女教師の托児施設
- (9) 中学校に増設する新施設
- (10) 科学教科の実験施設の充実
- (11) 女教師の托児施設
- (12) 学童保育所の設置
- (13) 八、設備の充実
- (14) (1) 理科実験設備の充実
(2) 学校図書室の充実
(3) 体育設備の充実
(4) 校放送の完備
- (15) 九、左記の各種の学校施設設備に関する補助法を改正し
(1) 産業教育振興法
(2) 理科教育振興法
(3) 学校図書館振興法
(4) 定時制通信教育振興法
(5) 学校給食法

二、補助単価

物価の変動にしたがいスライド方式を採用する。

三、構造化率

原則として鉄筋鉄骨とする。

四、補助対象

(1) 校舎敷地及運動場等体育館を補助対象とし三分の一

一補助とする。

(2) 教員住宅補助を全国に及ぼす。

(3) 補助基準

(4) 一教室四〇人収容を基準とする。

(5) 小学校一学級当たり坪

(6) 中学校一学級当たり坪

(7) 幼稚園教室及び遊び場

(8) 女教師の托児施設

(9) 中学校に増設する新施設

(10) 科学教科の実験施設の充実

(11) 女教師の托児施設

(12) 学童保育所の設置

八、設備の充実

(1) 理科実験設備の充実

(2) 学校図書室の充実

(3) 体育設備の充実

(4) 校放送の完備

九、左記の各種の学校施設設備に関する補助法を改正し

(1) 産業教育振興法

(2) 理科教育振興法

(3) 学校図書館振興法

(4) 定時制通信教育振興法

(5) 学校給食法

第一 方 针

第一期計画

一、地方財政法の改正

都道府県及市町村の住民に対する教育寄附を禁止する。

補助率を引上げ、教材費その他の凡ての運営費に及ぼす。

義務教育国庫負担法の改正

都道府県及市町村の住民に対する教育寄附を禁止する。

補助率を引上げ、教材費その他の凡ての運営費に及ぼす。

公立学校教育負担法の制定

都道府県及市町村の住民に対する教育寄附を禁止する。

補助率を引上げ、教材費その他の凡ての運営費に及ぼす。

六三制施設設備計画

第一 方 针

第一期計画

一、從来の年次計画を全面的に再検討し、三ヶ年間に完

成する。

二、新に幼稚園整備計画をたてる。

三、六三制施設整備の補助率引上と補助対象の拡大(別

計画にあり)

四、公立学校教育負担法の制定

都道府県及市町村の住民に対する教育寄附を禁止する。

補助率を引上げ、教材費その他の凡ての運営費に及ぼす。

義務教育国庫負担法の改正

都道府県及市町村の住民に対する教育寄附を禁止する。

補助率を引上げ、教材費その他の凡ての運営費に及ぼす。

公立学校教育負担法の制定

都道府県及市町村の住民に対する教育寄附を禁止する。

補助率を引上げ、教材費その他の凡ての運営費に及ぼす。

僻地教育振興法
スポーツ振興法
離島振興法

(8) (7) (6)
○、新たに立法を予定する補助法
(1) 農業教育振興法
(2) 水産教育振興法
(3) (1) 公立高校施設設備費補助法

第一期計画

すべて、国庫補助三分の二とする。

屋内体育館及び水泳プール等体育施設を完備する。

(3) (2) (1)
(3) (2) (1)
補助対象は学校施設のすべてに及び一率に三分の二
の国庫補助とする。
教員住宅は完備する。

教室三〇人収容を基準とする。

小学校児童一人当たり 坪

中学校生徒一人当たり 坪

学校給食施設設備の完備

各種補助法を再検討して総合立法として「学校施設

設備助成法」(仮称)を制定する。

次号目次

卷頭言 政策立案の姿勢..... 石村 英雄
政策の焦点

1 38年度予算と景気対策

2 日中貿易の今後の見通し

3 失対事業廃止をねらう政府案

特集

日本社会党の社会保障政策案

参考資料

最近の経済・金融の動向

大会提出議案

1 財政方針に対する態度

2 運輸政策

3 觀光政策

資料

- 1 物価上昇に対する申し入れ
- 2 政府の外交政策に対する申し入れ
- 3 その他

日本社会党文化政策要綱案

日本社会党政策審議会
文化教育政策審議会
日本社会党文化部

前文

(一) 戦後の保守政権は、現体制維持のために、国内に流布する低俗な映像文化や不良文化財の横行を黙認し、また、アメリカの低俗な文化をあえて輸入し、無定見な反動文化政策をおしすすめている。そのために戦後十数年わが国の文化的停滞を生んだ。今後も自民党政権は新しい日本文化建設の能力はもちえないである。

日本の明治以来の文化政策は「歐化」と「国粹」の異質の文化的要要求を基調としたために、木に竹をついたような日本文化を生み、今日にいたっている。この日本文化のひずみを克服して、新しい平和と民主主義の文化を創造するために、わが党は深い歴史的使命を感じて、ここに、「文化政策」を確立して、文化に対する基本的态度を明らかにするとともに、文化諸計画を樹立するものである。

(二) この要綱に示した「文化に対する基本的態度」は日

本社会党綱領の精神に基き、日本国憲法を基調とするものである。わが党的社会主義の目的は「貧困を克服し、社会保障制度を完備し、生活の安定を実現」するばかりでなく、「自由と民主主義の旗の下に、豊かな新文化を創造する」(綱領第四章)にあり、わが党的「文化政策」はあきらかに民主主義を基調とする。したがって、また、平和と民主主義を柱とする日本国憲法を新文化を建設する土俵として確認し、わが党的、

「文化に対する基本的態度」をあきらかにした。

(三) この要綱に示された「文化諸計画」は、護憲民主政権下の第一期計画と、社会主義政権に移行したときの第二期計画とにわかれれる。ともに、政権掌握後に責任をもつて実現すべき計画であるが、同時に政権掌握以前においても、政府に対する法案闘争、予算闘争のよどどころであり、また、民衆の自由な文化活動の保護助長の指針とするものである。

第一部 文化に対する基本的態度

第一章 わが国の保守政権の文化

資本主義文化は封建社会の身分秩序を克服して、「個人」の自由を強調し、「身分」より「個人」を解放することによって、人間の自覚をたかめた功績は大きい。

しかし、利己心に基づく営利主義と自由競争とは是認することによって、資本家階級と労働者階級を両極として、階級対立を生み、このことが文化においても「富めるも

の「文化」と、「働くものの文化」とに分裂せしめたことは、資本主義文化の宿命といえる。この文化の二元性はつぎのような文化のひずみを生んだ。すなわち、

(一) 一方、生産労働と遊離することにより
「道楽のための文化」としての浪費性

2 「文化のための文化」「芸術のための芸術」としての無目的な耽溺性を生み、

(二) 他方、働くものは生産労働の苦しみの中で、正しい文化享受の余裕を失い、ややもすれば、低俗な文化に逃避し、働くものの健全な文化の創造意欲を抑制する。

第二、資本主義文化の頽廃性

資本主義はすべての人間関係を商品取引関係とすることによって、文化価値は経済価値におきかえられる。この価値の倒錯によって、商品価値としての文化は、その文化の品質と無関係に、交換価値として評価されることによって、文化に対する正当な評価をあやまらしめた。

第三、帝国主義文化の腐敗性

資本主義文化は必然的に帝国主義文化である。他民族を隸属せしめることによって、「植民地文化」を生み、みずからは、他民族からのさく取にささえられた「本国文化」を生む。前者は自主性を尊ぶれ、自由な創造活動を制限された低俗さと享楽性を帶び、後者は生産労働と結びつかない不労所得によって築き上げられた腐敗性をもつ。ともに、人間除外の文化であり、人間性の全面的発達の条件をかき、健全にして豊かな文化の享受と自由な文化的創造的活動を育てるものではない。

第四、日本資本主義文化の二重性

日本資本主義は国家権力の手厚い保護のもとに急速に発展したが、その反面に、低賃金低米価政策によつて、勤労大衆の耐乏生活が強いられ、「最低の文化生活」をも保障されないままに、労働者や農民は近代文化よりとりのこされ、「文化の二重性」を生んだ。

(一) この日本文化の二重性は、まず第一に、貧富の階層の間において、甚だしい文化生活の落差にあらわれた。このことは、ひいては日本の知識階層と、勤労大衆の断層を生み、一方「高踏的なインテリ」を生み、他方「ものを言わぬ大衆」を生んだ。

(二) 次に文化の享受において都市と農山漁村における甚だしい文化的地域差にあらわれた。そのためには、農山漁村に非合理的な生活様式と封建的意識を深く温存して、都市の資本主義文化と農山漁村の封建的文化が異質のまま日本社会に同せいして、日本文化の近代化と民主化を阻止する条件をつくるっている

第二節 保守政権の反動文化政策

とわが党の基本的態度

わが国の保守政権の文化政策は、日本資本主義文化を形成するために、次の二つの文化政策の基調を築いてきた。その一つは「欧化主義」であり、その二つは「国粹主義」であった。

第一、欧化主義の基調

わが国の明治以来の保守政権は日本文化の近代化のために、「日本の欧化」を文化政策の第一の基調とした。

第三、社会主義文化の彈圧

わが保守政権の文化政策は、欧化政策と国粹政策を組み合わせ、この異質の文化的要要求を権力によつて国民の意識にもちこむことによって西欧の社会主义文化

れて、日本の近代化は欧化による外なしと決意した。爾来、三百年の鎖国による文化のおくれを取り戻すために、ヨーロッパ文明の吸収に最大の努力をはらつた。一時は「文明國化」とは「欧化」のことを指し、「文明」と呼べば、ヨーロッパ文明の異名に過ぎなかつた。かくして、わが国の文化政策は、学問、芸術、から生活様式、娯楽スポーツにいたるまで、ヨーロッパ文化を日本の近代化の第一の基調として、その普及徹底をはかるにより、民族の創造した固有の文化を正當に評価することを忘れた。

第二、国粹主義の基調

わが国の保守政権は一方に日本の欧化を極端にすめるとともに、他方に絶対天皇制を支柱として「国粹主義」を第二の文化政策の基調とした。

すなわち、旧欽定憲法と教育勅語を二つの柱として「和魂洋才」の旗じるしのもとに国粹「大和魂」と西洋の「才智」を組み合せた「よき日本人」の形成をめざし、東洋の精神文明と西欧の物質文明を両立せしめる努力を払つた。

換言すれば「欧化」と「国粹」の二つの両柱を文化政策の基調として、「神話」と「科学」を両立せしめようとして、「科学によい日本人」を生み、迷信と邪教と科学が同せいする日本文化を形成しようとしたことによつて、木と竹をついたような日本文化をつくりひいては戦後、アメリカの低俗なレジャー文化をそのまま受容れる文化的社会的地盤をのこした。

の普及を阻止することに成功した。

社会主義は資本主義の批判文化として、生れるべくして生れた新しい世界の文化である。わが国の資本主義の発達とともに、その矛盾も増大するにしたがい、社会主義は一般大衆の文化的要求に答えるものであつて、勤労大衆の文化として発達する社会的、経済的条件が十分に備わっていた。にもかかわらず、明治政府は、権力による彈圧のうづけとして「歐化」と「国粹」の両柱の文化的要件を巧妙に利用して社会主義文化の普及を抑制し、社会主義は日の目をみないままに日本帝国主義のほしいままな行動をゆるし、大東亜戦争に突入するにいたつたのである。

戦後、社会主義文化が急激に日本社会にひろまりつたことは、必然的であるとともに、日本文化の進むべき新しい方向を示しているものである。

第四、戦後の保守政権の反動文化政策
平和と民主主義と人権を支柱とする憲法をすなおに受け入れて、はじめて、戦前の「歐化」と「国粹」の異質の二つの基調によつてつくられた木に竹をついだような日本文化のアンバランスを是正することができる。

しかるに、戦後の自民党政権はただ現体制維持の執念にとらわれて、憲法の改悪を企画し、アメリカ独占資本と結託し、低俗なアメリカ文化をあえて輸入し、文化日本の建設の責任を忘れている。この無定見な保守反動政権は戦後十数年文化建設の空白を生んだ。今後とも、この政権は新しい民主的な日本文化を創造する能力をもちえないであろう。

第三節 反動文化攻勢に対する斗争

第一、保守政権の反動文化攻勢

保守政権の文化、教育政策は、戦後、十数年、新憲法を基調とする新しい日本文化の建設に努力することをせず、巧妙且つ悪らつな方法によって、反動文化政策を押しすすめてきたといえる。その手段として、

法を基調とする新しい日本文化の建設に努力することをせず、巧妙且つ悪らつな方法によって、反動文化政策を押しすすめてきたといえる。その手段として、ために、高い文化的要求をもつて、たたかわねばならない。

1 穎廢的な文化の流布

2 独占資本によるマスコミの与配

3 進前的文化人の排除

これらの巧妙な方法により、民主主義の仮面をかぶりながら大衆の高い文化的要求の芽をつみとり、革新的な文化的エネルギーを抑制することに努めてきた。

ことに最近の荒木文相の高姿勢、池田首相の「國づくり」「人づくり」の強調は、従来の文化に対する間接支配を、権力による直接支配に前進させようとする反動文化攻勢の第二段階のかまえである。

われわれは反動文化政策の真相を適確にとらえて、新しい国民文化の創造をめざして、反動文化攻勢に対するたたかいを進めねばならない。

第二、低俗な文化の流布
反動文化攻勢はます何よりも、低俗な文化の流布を常套手段とする。保守政権は、あくどい營利主義による誇張した性や犯罪を取り扱う低俗な映像文化を黙認し是認することによって、大衆の健全な文化的要求の発達を押さえる。これは、健全な大衆の批判にこたえる文化の創造を抑制し、穠廢と低俗な中に、現体制を維持する巧妙な手段である。

第五、反動文化攻勢に対する闘い
わが党は、保守政権の巧妙な且つ売国奴的な反動文化攻勢に対する闘いでは、国民運動として組織化して闘わねばならない。

一、まず何よりも党内の自己形成につとめて、学習活動を強化し、社会主義者としての思想的確信と高い文化的教養を養い説得力と信頼性をかためる。
二、組織労働者に対しては、高い文化的要求をみたしにきわめて低俗なアメリカ文化の輸入を奨励していることは、まさしく売国奴的文化政策である。このことは、大量の粗雑な西部劇や犯罪物のもじこみによつて

第三、独占資本によるマスコミ支配

マスコミ支配は資本主義文化政策の必然的な反動攻勢の方途である。

(1) 公共放送の中立性の美名のもとに、放送内容、出演、執筆者等に制限を加えている。

(2) 資本力によって広告媒介業を支配している。

(3) 中小出版資本に対しては、金融ひきしめによる圧迫を加えている。かつて、また暴力団を利用して、直接物理的な力を用いたことさえある。

第四、進歩的文化人の排除
保守政権は独占資本と力を合わせて、進歩的な文化人をマスコミから締め出そうとする動きがある。また革新的な芸能人は映画、演劇界よりしめだされ生活をおびやかされることには決して少なくない。

第五、反動文化攻勢に対する闘い

わが党は、保守政権の巧妙な且つ売国奴的な反動文化攻勢に対する闘いでは、国民運動として組織化して闘わねばならない。

一、まず何よりも党内の自己形成につとめて、学習活動を強化し、社会主義者としての思想的確信と高い文化的教養を養い説得力と信頼性をかためる。
二、組織労働者に対しては、高い文化的要求をみたしにきわめて低俗なアメリカ文化の輸入を奨励していることは、まさしく売国奴的文化政策である。このことは、大量の粗雑な西部劇や犯罪物のもじこみによつてを守り、自由にして創造的な文化の享受と創造の機

会と場所を提供する。そのために、

1 高い文化的要求の培養

2 文化専門家と一般大衆との協力体制

3 民主的な文化団体の育成

4 民主的な文化運動の組織化

をはかり、新しい国民文化建設の意欲と能力を養うことに努力する。

第二章 わが党の文化政策観

第一節 わが党の「文化觀」

(一) 「文化」は人間がみずから的能力を創造的に発展させた成果である。

(1) 自然とのたかいの中で創造した文化

(2) 歴史の中で創造し積み重ねてきた思想、芸術の文化

すべて人間の文化である。生産手段としてのすばらしい機能も工場も学問も思想、道徳も芸術も、衣食住の生活様式から、娯楽、スポーツにいたるまで、人類がよりよき生活をするために苦心の結果つくり出した人間の「文化」である。

(二) 「文化」は人間の集団生活に応じて、おののの特有の文化をもつてゐる。ある民族は長い苦闘の歴史の中に積み重ねた一かたまりの民族文化をもつてゐる。あるいは、特定の地域社会の住民は生活のために築きあげた「地域文化」を形成している。

「文化」の享受は少數の特權階級の専有物から大多數の民衆に解放されてきた。生産力の低かった人間歴史のはじめには、極く少數の特權階級のみが文化を享なわれてきた。すなわち、支配権力はつねに社会の現

受して、その他の絶対多数の人間は文化を生産する道具にすぎなかつた。しかし、生産力の発達にしたがい文化の蓄積はすすみ奴隸の解放が行なわれ、農奴が解放されるにいたつて、文化の享受は市民に解放されたにいたつた。

(四) かくて、近代資本主義社会は「法のもとに平等」の政治原則を確立し、文化を形式的には大衆のものとした。しかし、経済的不平等をのこすことによつて、決して、文化は完全に国民のものとなつてない。

文化の人間に対する完全な解放は社会主義の実現にて可能となる。

(五) 文化活動には、文化を享受するための活動と、新しい文化を創造する活動がある。

人間の歴史は、文化を創造しつつ享受し、享受しつつ創造し、今日のすばらしい人類の文化を蓄積してきた。しかし、文化の蓄積の過程は決して、なまやさしいものではなかつた。

いわば、人類の歴史は、「野蛮から文化への人間解放の苦闘の歴史」である。すなわち、自然からの人間解放の闘い、権力からの人間性解放の苦闘の中で、積み重ねてきた文化形成の歴史である。

(六) 歴史における文化創造の担い手は勤労大衆である。かつては血みどろの生産労働にさらえられて貴族文化は生まれ、近世にいたつても低賃金、低収入にあえぐ勤労大衆の耐乏生活にさらえられて資本主義文化は発達した。また古い文化から新しい文化を創造する歴史の変革期にさいしては、新しい文化の創造はつねに権力に立ち向う勤労大衆のはげしい抵抗運動の中で行なわれてきた。すなわち、支配権力はつねに社会の現

体制維持のために、大衆の自由な文化活動を阻止するからである。

第二節 政治と文化

(一) 文化的発達は人間の自由を前提とする。政治が文化を権力支配しようとするれば、文化的創造的活動は停滞し、文化的享受は制限される。政治は文化を保護し、援助しても、文化を支配してはならない。文化は本来自由な創造的活動をみとめることによつてのみ発展する。

(二) 政治が特定の社会構造を権力をもつて維持しようとするとかぎり、つねに民衆の自由な文化活動に抑圧しようとする。したがつて、政治が維持しようとする社会が、階級社会であるかぎり、文化を全面的に民衆に解放することはありえない。(文化は政治に反駁する)階級社会である資本主義社会のもとにおいては、文化を全民衆に平等に解放し、人間を全面的に発達させる条件に欠けている。

すなわち、資本家階級はどん欲に最高の文化生活を享樂しようとするが、勤労階級に対しても、自由且つ完全に文化を享樂する社会的、経済的条件をあたえようとしている。したがつて、資本主義社会は、かつて貴族や武家の独占した文化を制度的には一般市民に解放しても、貧富の差による文化的格差を解消することはできない社会である。

(三) われわれは、階級とさく取のない社会主義社会においてこそ、すべての人間が完全に文化を享受し、自由な文化創造の活動をなしうる社会的、経済的条件が備わると確信する。

したがつて日本における社会主義社会の実現こそ、

憲法のめざす「文化國家」への道であると確信する。

(四) わが日本社会党の文化政策は、以上の觀点に立ち、文化はすべての人間に解放され、平等に享受し、自由に創造すべきであるとの確信により、権力による文化支配を企画しない。われわれは資本主義社会のもとにあって、憲法の保障する「健康にして最低の文化生活の実現を期すとともに、社会主義社会のもとにても、思想、學問、表現の自由を保障して、すべての国民に文化を解放することをめざす。

第三節 社会主義文化観

わが日本社会党綱領は、「社会主義は民主主義を通じてのみ達成され、民主主義は社会主義においてはじめて完成に実現する」と確信し、「社会主義は、文化の画一化や天下り的な統制を行なわない」（綱領第四章社会主義の目的）と宣言している。また、社会主義のめざすところは「大衆の生活を物質的、文化的に保障し、人間性を完全に解放する社会を実現することにある」（綱領第四条）ことを確信し、われわれは、「自由と民主主義の旗の下に、豊かな新文化を創造する」（綱領第四章）ことを目的として、社会主義文化をつぎのように規定する。

第一、社会主義文化は、自由と民主主義にささえられた人間性を全面的に解放する文化である。

二、社会主義文化は、好戦的な文化を拒絶する。社会主義文化は平和のための文化であり、さく取と侵略によつて築き上げた帝国主義文化、専制と隸属によつて植民地文化とは無縁である。

三、社会主義文化は、信教の自由を尊重し、平和をと

き、人間の平等を主張する宗教文化とは共通の広場をもつ。

四、社会主義文化は最高度に発揚した民主主義文化である。すなわち、人間尊重の精神を基本として「平和」と「民主主義」として「科学」と「道義」を強調する人間解放の文化である。

社会主義文化は一部支配階級の文化と相容れない。封建文化は貴族、武士の専有の文化であつた。資本主義社会の文化は、一般民衆に部分的に解放されても、完全に民衆のものではない。

社会主義文化は、民衆の手によって創造された文化である。
第三、社会主義文化は、再生産の文化である。
一、社会主義文化は働くものの文化であり、生産と結びつく健全な再生産の文化である。封建社会及びそれ以前の社会の文化は、労働と遊離した身分高き人々の趣味道楽としての非生産的文化であった。

資本主義社会における資本階級の文化も、また生産労働と遊離するにしたがい、浪費と頽廕がつきまとつ。働くものの手にあるかぎりにおいて、文化的の健全性が保たれるのである。

二、働くものの文化はつねに生産的である。社会主義社会における文化は、科学技術は平和建設に向つた再生産の文化であり、道徳も娯楽もスポーツも余暇の善用による明日の生産のための文化である。

第三章 わが党の文化政策の基調

第一節 日本社会党の文化政策の基調

(1) わが党の本来の任務は「資本主義社会を民主的、平和的に変革しわゆる平和革命を遂行することによつて、社会主義社会を実現することである」（綱領第三章）

(2) この民主的、平和的手段によつてめざす社会主義の目的是「重要な生産手段を社会化して、生産力を飛躍的に増大させ、もつて大衆の生活を物質的、文化的に保障する」（綱領第四章）ことにあり、「人間性を完全に解放する社会を実現すること」（綱領第四章）にある。すなわち、わが党は物質生活を保障するばかりでなく、自由にして豊かな文化生活の実現を期し、人間の全面解放を願つてゐるのである。

(3) したがつて、わが党は、「貧困を克服し、社会保障制度を完備して、生活安定を実現」するばかりでなく「自由と民主主義の旗の下に、豊かな新文化を創造する」（綱領第四章）ことを目的とすることを明確にしている。

(4) さらに、わが党の文化政策は「文化の画一化や天下り的な統制を行なわない」（綱領第四章）と規定し、文化に対する権力支配を排除することを宣言している。

(5) また、わが党の文化政策は「個性と民族の特性を發揮せながら、新たなる世界文化の創造に貢献する」（綱領第四章）と規定してここに

一、民族文化の繼承発展

二、世界文化の創造

この二つの文化政策の目標を明らかにしている。

(6) わが綱領はさらに文化の国際性を明にして「後進地域における極度の貧困が文化、民主主義、平和の脅威であり、その国民生活の水準の引上げは、政治的独立の基礎であることを確認し、その実現のために闘う

(綱領第四章) ことを誓い、帝国主義文化の克服をわが党的な文化政策の国際的な任務としている。

(7) かくしてわが党的な文化政策の基本的態度はつぎの通りである。

一、「自由と民主主義の旗のもとに豊かな新文化」を創造する。

二、「個性と民族の特性を發揮させながら、新たなる世界文化」の創造に貢献する。

三、「文化の画一化や天下り的統制」を行なはない。

四、「後進地域の文化水準の引上げ」のために闘う。

ここに、平和的民主方式による社会主義革命をめざす日本社会党的文化政策の本質は民主主義を基調とするものであることをあきらかにする。

第二節 憲法及び教育基本法

と文化政策

(1) 憲法は平和と民主と人権の三つの柱をたて、文化國家を形成するために、

一、思想及び良心の自由（憲法第一九条）
二、信教の自由（憲法第二〇条）
三、学問の自由（憲法第二二三条）
四、表現の自由（憲法第二一条）

この四つの文化的な自由を柱として「自由にして民主的な文化」の創造の道を保障している。そして、「すべての国民が、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第二五条）を保障し、すべての国民が文化を享受する権利をみとめている。

(2) 教育基本法はこの憲法の精神をうけて「われらは、さきに、日本国憲法を確立し、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献しようと決

意した」と宣言し、（教育基本法前文）さらに「普遍的にして、しかも個性ゆたかな文化の創造をめざす」

（教育基本法前文）ために、「自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献する」（教育基本法第二条）ことを教育の方針としている。

(3) かくして、憲法と教育基本法は

一、普遍的でしかも個性ゆたかな文化の創造をめざし
二、すべての国民に文化的な生活を保障することをめざし
三、その実現のために、四つの文化的な自由権を保障し
「民主的で文化的な国家の建設」の目標と方法を明示している。

第三章 わが党的文化政策の基本原則

基本原則

日本社会党的文化規定及び現行憲法と教育基本法のさだめる文化原則は、その民主性において、共通の広場をもつことがあきらかになった。したがって、

わが党的文化政策は、綱領と憲法と教育基本法を三つの基調として、新らしい国民文化の建設に向つて、諸計畫を樹立し、推進するためにつぎの基本原則を確立する。

第一、権力支配排除の原則

わが党は文化に対する権力支配を排除する。文化活動の本質は、自由な創造と豊かな享受にあることを確認して、政治は各種の文化団体及文化人に対して、財政的援助の責任をもつが、その自由な活動に指示し、干渉しないことを保障する。

第二、文化的自由の原則

憲法並びに教育基本法は「文化的な国家」の建設の

決意を示して、その達成の道として、つぎの四つの文化的自由権を保障している。

1 思想及良心の自由（憲法第十九条）
2 表現の自由（憲法第二十一条）
3 学問の自由（憲法第二十三条）
4 信教の自由（憲法第二十条）

わが党は、思想及国境をこえて、世界並びに民族の文化遺産を尊重し保護する。かつての封建的支配者の権力の象徴である雄大な古墳も、壯麗な宮殿も人間の偉大な力の表現であり、これを保護する。

2 わが党は文化遺産を保護するとともに、新らしい文化創造の素材として活用する。封建社会の生んだ文化遺産も、資本主義社会の所産である文化財も、

その中から新らしい文化の創造の契機となりうるものを見出し、これを善用し、社会主義文化の創造の基盤とする。

第四、文化の国際的交流の原則

資本主義、帝国主義のさく取と侵略は、世界における文化水準の地域的格差を生んだ。この世界の地域的民族的な文化の二重構造は、やがて、再び帝国主義の温床となり、戦争の誘因となることを確認して、わが党は、頽廃せる帝国主義文化を克服して、自由の文化的民主化をはかるとともに、文化的後進地域の文化水準を引上げるために、文化の国際的交流につとめる。

第二部 文化諸計画

一、わが党は文化綱領のさだめる文化政策の基調とその基本原則を確認し、つぎの各文化領域における諸計画を樹立し、その健全なる振興につとめる。

- 1 労働文化振興計画
- 2 科学文化振興計画
- 3 芸術文化振興計画
- 4 生活文化振興計画
- 5 娯楽文化振興計画
- 6 道徳文化振興計画
- 7 農山村文化振興計画
- 8 國際文化交流計画
- 9 文化施設充実計画
- 10 憲法文化運動計画
- 11 文化財保護計画

二、文化諸計画は原則としてつぎの二期に分けてその推進をはかる。
第一期計画
護憲民主政権下の文化計画であり、自由經濟のもとに実現可能な範囲内の計画である。
第二期計画
社会主義政権に移行し、經濟の計画化が進むにつれて実施する文化計画である。すべての国民の生活が豊かになり、すべての国民に平等に文化が解放されることを前提とする。

労働文化振興計画

第一 方針

一、労働者の文化的要求を組織化する。

二、労働者と文化人との協力関係を確立する。

三、労働者の思想文化をたため、働くものの連帶意識を強化する。

四、労働時間短縮に伴う余暇利用の文化を助長する。

第二計画

第一期計画

(一) 労働文化会議の設置

1 労働文化の研究

2 労働者と各個人の協力体制の確立

3 労働者の文化享受の条件の整備

(二) 各都道府県に労働学校の開設

(三) 国立労働会館の設置

(四) 余暇利用文化の助長

1 労音・労演の助成

2 健全娯楽の助長

(五) 共済組合制度の強化

1 宿泊施設の整備

2 休養施設の増設

(六) 國立労働科学研究所の設置

第一期計画

1 各府県毎に労働文化会議を設置

- 2 市町村毎に労働会館を設置する
3 各府県立労働科学研究所の設置

道徳文化振興計画

第一 わが党的道德觀

(一) 道徳は社会構造と密接な関係がある。階級社会における道徳は、現体制を維持する手段として利用されることによって、支配者のための「階級性」をおびる。

すなわち、その社会構造が人間を全面的に解放する条件を備えていないから、その社会の道徳がその社会体制維持の任務を背負はされることによって、多かれ少なかれ、自由な人間性を抑圧する手段に用いられる。したがって、道徳は支配階級のための秩序維持の手段として利用されるが故に、人間性抑圧機能をもつ保守的性格をおびる。

(二) 封建社会と道徳

封建社会の道徳はその身分を基調とする社会構造が反映して、すべて「身分」が道徳判断の基準となつた。わが武家時代における道徳は、その社会体制を維持するため、士、農工、商の「身分」を前提として「處世之道」を説き、人間は生れながらにして「武士は武士の子」、「百姓は百姓の子」であり、その「分上」にしたがうことを道徳判断の基準とした。
君臣の「忠」、父子の「孝」、兄弟の「悌」、本家の「義理」等のすべての徳目は、下の「身分」の分家の「義理」等のすべての徳目は、下の「身分」の上の「身分」に対する一方交通的道徳の「通じるべ」であった。「礼儀作法」もまた、身分の落差を前提としたしつけであった。

ここには、「人格」の概念は育たない。「個人の尊厳」がみとめられないままに、人間の主体的な発達は阻止された。

封建道德はかくして人間性抑圧の道德であり、道徳にあたらない道徳となつた。

(三) 資本主義社会と道徳

資本主義社会における道徳は、「個人」を基調とした道徳である。個人の自由を基調として、社会の「平等」と人間の「友愛」を期待した。しかし、資本主義の階級的の社会構造の中では、個人の自由による平等と友愛が現実のものとなる前提条件がかけている。もちろん、資本主義思想は封建社会の身分秩序から人間を解放し、「個人」を解放したことは、封建道德より「より人間的」であることは認める。

しかし資本主義道徳は私有財産制のもとに、營利主義による自由競争を容認することによって、逆に、人間の「平等」と「友愛」をかなぐりすてた。また、すべての人間関係を商品取引関係にすりかえることによって、人間を経済価値に換算してしまった。かくして資本主義道徳は個人の自由の代償として、人間から、「平等」を奪い、人格価値を倒錯せしめてしまった。資本主義道徳は、依然として、人間の完全な味方とはなりえない。

(四) 完全な道徳は完全に人間の味方でなければならぬ。「道」を守ることは人間の幸福と一致し、「道」を守ることによって、人間能力が全面的に発掘できるものでなければならない。われわれはここに「社会主義道徳」を完全な道徳として想定するものである。

第二 新しい道徳文化の建設

(一) 社会主義は本来、すべての人間に豊かな経済生活を保障することによって、人間を全面的に解放すること

をめぢしている。具体的には社会主義運動は資本主義社会の人間疎外に対する「人間回復運動」であり、經濟的不平等に対する「正義の要求」でもあり、頽廃せ

る資本主義文化に対する「道義の叫び」でもある。

したがつて社会主義運動は、資本主義社会が疎外した「人間」を取り戻し、人間を守る新しい道徳文化運動である。

(二) われわれは「万人が万人のための道徳」の建設をめざしている。

階級構造をもつ資本主義社会においては道徳は、支配階級のための現体制維持の手段として利用される。

すなわち、あくどい營利主義を容認することによって人間を商品化し、交換価値によって評価することによって、人間価値の倒錯を産んだ。

階級のない社会主義の社会のもとにおいては、「さく取」のない階級のない社会であり、人間を全面的に発達せしめる条件が備つていて。したがつて、社会主義社会の道徳規範は人間を完全に解放するための「道しるべ」となり、「階級のための階級の行為規範」ではなく「万人のための万人の行為規範」となりうる。

(三) われわれの目ざす新しい道徳は「人間」を基調とする。

封建道徳の基調は「身分」であり、人間を「全体」の中に埋没して、「人間」を見失つた。資本主義道徳の基調は「個人」であり、人間を歴史社会から抽象化して、人間の社会的存在であることを忘れた封建道徳も資本主義道徳とともに支配階級を守るために、「人間」をしてたのである。

われわれのめざす「万人のための万人の道徳」は身分」を基調する「封建主義道徳」を克服し、「個人」を基調とする「資本主義道徳」を克服し、「人間」を基調とする「社会主義道徳」である。

いはば「社会主義道徳」は人間の抽象化した「個人」をこえて、歴史的社會的存在である「人間」そのものを基調とする「人間主義道徳」である。

われわれはこの「万人のための万人の人間主義道徳」を樹立するために、社会主義社会の実現を期するものである。

第三 新しい道徳意識の構成

(一) 万人が万人のための道徳文化の建設のために、強調すべき意識と德目を確立し、みずからの判断によつて正しい価値判断を確立せしめる。

(二) 憲法の精神に基き強調すべき意識

(三) 国民主権制と主権者意識

(四) 戰争放棄と絶対平和思想

(五) 人権尊重と法の下における平等意識

(六) 思想、学問の自由と真理尊重の態度

(七) 「公共の福祉」による社会的責任感

(八) 両性の同意による新らしい結婚觀

(九) 勤労の権利と義務と労働基本思想

(十) 教育基本法の強調する德目

(十一) 真理

(十二) 自主的精神

(十三) 勉強

(十四) 健康

(十五) 責任

(一) 古代から現代にいたる世界観の歴史
(二) 古代から現代にいたる国家観の歴史

(五) 東西にわたる政治、経済、文化、宗教のすべての領域に業績をのこした偉大な人物の伝記

第四 実施計画

第一期計画

- 一、道徳文化会議の設立
- 既成道徳の再検討
- 新しい民主道徳の建設
- 社会教育団体、文藝団体による新道徳建設運動
- 余暇善用の偏理の確立
- 健全なスポーツ文化の奨励
- 暴飯暴食の悪習のは止
- 休暇旅行の習慣形成
- 交通道徳の確立
- 公衆道徳の確立
- 公共財産の尊重
- "公共の福祉"の尊重
- 不良文化財の排除
- 民衆大学の開設
- 世界観の歴史
- 国家観の歴史
- 正しい労働觀・人間觀

科学技術文化振興計画

三、正しい労働觀を確立する。

第二 計画

第一期計画

- (一) 科学技術文化会議の設置
- 現行学術会議の改組
 - 民間学術団体の連絡調整
 - 全国科学祭の開催

- (二) 民間学術研究団体の保護育成の強化
- 各都道府県に科学技術センターを設置する。
 - 国立科学博物館の整備

- (三) 街の科学者の保護
- 発明振興法の制定
 - 特許権の保護の強化
 - 青少年の科学発明の奨励と保護

- (四) 国立発明会館の設置
- 研究施設設備の解放

- (五) 発明展示会の開催

- (六) 発明の工業化の研究、指導
- 大学理工学部の施設、設備の解放

- (七) 公開講堂の開設
- 企業の委託による研究

- (八) 大学理工学部の施設、設備の解放
- 各芸術部共通の振興計画

- (九) 第一期計画
- 著作権法の改正

- (十) 各種芸術団体の連絡調整
- 日本芸術会館の設立

- (十一) 文化科学院
- 各都道府県に発明センターを設置する。

- (十二) 平和と福祉のための科学技術文化を確立する。

第一 方針

- 企業エゴイズムの圧迫により、狭い技術文化に陥ることを排除する。
- 平和と福祉のための科学技術文化を確立する。

芸術文化振興計画

第一 基本態度

憲法及教育基本法は民主的にして、文化的な「國家」の形成をめざしている。

我が党は「文化國家」建設のために芸術文化を重視しこれを保護助長し、すべての国民が豊かな芸術文化を享受し自由に芸術文化の創造生活をなしうることを保障する。そのためにつきの基本態度を明らかにして、芸術文化の振興を期する。

(一) 国はすべての国民の芸術活動に対し「援助して支配せず」の原則を確立する。

(二) 芸術の大衆化をはかり、国民のものとする。

(三) 芸術家の生活を保障し、民主的な芸術団体を助長する。

第一 振興計画

1 文化省の設置

文部省より独立して文化省を設ける。

演劇、舞踊文化振興計画

第一 方 针

わが国の保守政権は、伝統的に、権力的政権が強く、ことに、国民の自由な文化活動に理解少なくかつ、軽視をしてきた。ことに、演劇による“眞実を訴える力”をおそれるのあまり、表現の自由に対して狭量であった。

わが党は芸術に理解の少なかつた権力政治の伝統に反省を加えて、つぎの方針を立て、平和と民主主義を基調とする国民芸術の振興をはかる。

(一) 自由な演劇活動に対する「援助して支配せざ」の原則を確立する。

(二) ひろく国民が、あらゆる機会と、あらゆる場所において、自由に演劇活動を行い又は観賞することができるように、諸条件の整備をはかる。

(三) 資本の營利主義による芸術の商品化による価値の倒錯を防ぎ、芸術の健全な発展をはかる。

(四) 古典芸能(能、歌舞伎、文楽など)の保有につとめる。

第二 計 画

第一期計画

一、日本演劇文化会議の設置

二、演劇に関する施設の充実

1 国立劇場の整備

2 国立演劇研究所の設置

(一) 方 针

美術文化振興計画

第一期計画

わが国においては、宗教文化と結合して、美術は伝統的に、保護されてきた。しかし、今後、宗教は盛衰にか

音楽文化振興計画

(一) 基本態度

四、大衆の素人演劇の奨励

1 農村青年の演劇助成

2 労働者演劇の助成

五、観客組織の助成

1 入場税の減免

2 演劇研究刊行物の配布

六、古典芸能の保護

1 歌舞伎の財政的援助

2 後継者の養成

七、民間劇団の保護

1 出演料の適正化

2 減免制度

第二期計画

1 府県演劇研究所の設置

2 各市町村に公共劇場を設置

3 国の金額負担による演劇祭を行う。

(二) 計 画

第一期計画

(1) 日本美術文化会議の設立

(2) 施設の整備

(3) 国立美術館の整備拡張

(4) 各府県立美術館の設置

(5) 美術行事の助成

(6) 全国美術祭の開催

(7) 地方美術祭の開催

(8) 民間美術団体の保護

(9) 行事に対する減免制度

(10) 施設補助

(11) 美術文化財の保護強化

(12) 相続税の免除

(13) 国宝の国有の道を開く

(14) 第二期計画

1 県立公立美術館の必設

2 市町村に郷土美術館の設置

3 民間美術館の保護

4 文化財公園の設置

かわりなく「日本美術」の発展をはかるとともに、明治以来輸入された西欧美術を創造的に消化し、さらに我が国の美術文化の内容を豊富にしなければならない。我が党は、美術を民衆のものとするために、自由な美術活動を保護助長する。

わが国の伝統は、美術を重視し、音楽を軽視したきらいがあった。また、明治以来、西欧音楽の模倣に走り、日本音楽の創造的発達を見なかつた。わが党は、日本語による日本の音楽文化の創造発展をはかるとともに、音楽を勤労大衆のものにすることを期する。

(一) 計画

第一期計画

- 1 日本音楽文化会議の設立
 - 2 国立日本語発声研究所の設置
 - 3 各都道府県に公立音樂堂を設置する。
 - 4 国の助成による「音樂祭」の開催
 - 5 音樂サークルの奨励
 - 6 音樂文化財の保護強化
- (イ) 労働者音樂サークル
(ロ) 農漁村青年音樂サークル
(ハ) 老人音樂サークル
- 第二期計画
- 1 国立音樂センターの設立
 - 2 中都市に音樂堂の設置

新生活文化建設計画

第一 基本態度

わが国の衣食住に関する伝統的な文化は、非合理的、非衛生的な要素が少なくない。ことに農山村における生

活様式、及風俗習慣において、改革すべきものが多い。

第二期計画

我が党は、近代科学の常識にしたがい、衣、食、住の生活様式を改革し、生活文化の近代化、能率化、合理化をはかるとともに、国民生活の民主化により国民の文化生

活の向上をはかる。

(二) 計画

第一期計画

(一) 衣服の改革

- 1 国立衣服研究所の設置
- 2 イ 日本の着物の改善
- 3 ロ 労働服の研究

(二) 食生活の改革

- 1 国立日本食物研究所
- 2 洋服、和服の二重生活の改善
- 3 文化財としての「着物」の保存

(三) 粉食的研究

- 1 イ 栄養、科学の研究
- 2 ロ 農漁村の食生活の改善

(四) 住宅の改革

- 1 (1) 国立住宅研究所の設立
- 2 農村住宅の改造と助成
- 3 都市の公営住宅の増設と改造
- 4 建築学の養成と農村大工の再教育

- 1 風俗習慣の改革
- 2 結婚觀の確立と結婚式の簡素化
- 3 生活の合理化による冠婚・葬祭の改善
- 4 宴会、集会方式の改革と泥醉の習慣の是正

スポーツ娯楽文化計画

第一 わが党のスポーツ観と基本的態度

社会主義の目的は、すべての民衆に豊かな経済生活を保障することによって、高い文化生活を実現するにあら。スポーツ文化を保護奨励することは、わが党的文化政策の当然の任務である。

ことに社会主義政策の進歩にしたがい、労働時間の短縮が実現し、余暇の善用は人間の幸福のためにも、また、明日の労働エネルギーの準備のために重要な課題となるにしたがい、大衆体育としての、健全なスポーツの奨励は我が党的文化政策の中核となるであろう。

わが党は以上の視点に立ち、スポーツを重視し、新らしいスポーツ文化を建設し振興するために、つぎの社会主義スポーツ原則を確立しその推進をはかる。

(一) スポーツの大衆性
スポーツは大衆のものである。スポーツは一部の特權階級の専有に帰してはならない。スポーツ施設はすべての民衆に解放する。

(二) スポーツの中立性

スポーツは政治から中立である。政治はスポーツに対する「援助して支配せず」の原則を守らねばならない。如何なる政党も、如何なる国も、スポーツを政治的に利用することを排除する。

(三) スポーツの平和性

スポーツは好戦思想普及の手段としてはならないしまた、暴力の手段に用いてはならない。スポーツは本来、武術から発達し、みずから、武術を否定することによって成立した文化である。スポーツは世界平和のために奨励されるべきである。

四、スポーツの娛樂性

スポーツは本来「楽しむスポーツ」である。スポーツの目的はスポーツにある。スポーツをあくどい営利主義の対象としてはならない。職業スポーツは、民衆に対して「楽しむスポーツ」を供給する機能をはたすかぎりにおいてのみ認めるべきである。

五、スポーツの体育性

スポーツは科学的でなければならない。スポーツは健康の法則にしたがい人間の身体的能力の全面的発達し期待し、心身の健康を保障するものでなければならぬ。

第二 振興計画

第一期計画

一、スポーツ文化会議の設置

1. スポーツ五原則の昂揚普及

2. スポーツ団体の民主化と助長

3. 学校スポーツ施設の充実

- 1 各府県の綜合スポーツ施設の完備
- 2 中都市にスポーツ、センターの設置
- 3 学校スポーツ施設の充実
- イ 屋内体操場の完備
- ロ プールの必置

4. 社会体育施設の充実

三、国立スポーツ科学研究所の設置

1. スポーツ医学の研究 2. スポーツと音楽の研究

四、スポーツ行事の助成 1. 国民体育大会の開催 2. 府県市町村体育祭の助成 3. 各種職域スポーツ大会の助成 4. スポーツ、テストの実施

五、スポーツ団体の民主化と助成 1. 団体スポーツの奨励 2. スポーツ企の業化の防止

六、職業スポーツの健全化

第二期計画

第一期計画

一、文化省の独立

二、都道府県に農山漁村文化研究所の設置

三、文化施設の整備國の補助及融資によりつぎの施設を充実する。

1. 地方団体のスポーツ局を設置する。

2. 全国労働体育祭の開催

3. 全国農民体育祭の開催

4. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

5. 文化省にスポーツ局を設置する。

6. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

7. 文化省にスポーツ局を設置する。

8. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

9. 文化省にスポーツ局を設置する。

10. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

11. 文化省にスポーツ局を設置する。

12. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

13. 文化省にスポーツ局を設置する。

14. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

15. 文化省にスポーツ局を設置する。

16. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

17. 文化省にスポーツ局を設置する。

18. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

19. 文化省にスポーツ局を設置する。

20. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

21. 文化省にスポーツ局を設置する。

22. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

23. 文化省にスポーツ局を設置する。

24. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

25. 文化省にスポーツ局を設置する。

26. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

27. 文化省にスポーツ局を設置する。

28. 地方団体のスポーツ施設は原則として國は三分の一負担する。

29. 文化省にスポーツ局を設置する。

1. 憲法の規定する「最低の文化生活」をすべての国民に保障する。 2. 国の責任において、農山漁村の文化施設を整備する。

三、農山漁村文化振興計画

第一 方 针

第一期計画

一、農山漁村文化振興計画

二、農山漁村文化振興計画

三、農山漁村文化振興計画

四、農山漁村文化振興計画

五、農山漁村文化振興計画

六、農山漁村文化振興計画

七、農山漁村文化振興計画

八、農山漁村文化振興計画

九、農山漁村文化振興計画

十、農山漁村文化振興計画

十一、農山漁村文化振興計画

十二、農山漁村文化振興計画

十三、農山漁村文化振興計画

十四、農山漁村文化振興計画

十五、農山漁村文化振興計画

十六、農山漁村文化振興計画

十七、農山漁村文化振興計画

十八、農山漁村文化振興計画

十九、農山漁村文化振興計画

二十、農山漁村文化振興計画

二十一、農山漁村文化振興計画

二十二、農山漁村文化振興計画

二十三、農山漁村文化振興計画

二十四、農山漁村文化振興計画

二十五、農山漁村文化振興計画

二十六、農山漁村文化振興計画

四、農山漁村文化振興計画

五、農山漁村文化振興計画

六、農山漁村文化振興計画

七、農山漁村文化振興計画

八、農山漁村文化振興計画

九、農山漁村文化振興計画

十、農山漁村文化振興計画

十一、農山漁村文化振興計画

十二、農山漁村文化振興計画

十三、農山漁村文化振興計画

十四、農山漁村文化振興計画

十五、農山漁村文化振興計画

十六、農山漁村文化振興計画

十七、農山漁村文化振興計画

十八、農山漁村文化振興計画

十九、農山漁村文化振興計画

二十、農山漁村文化振興計画

二十一、農山漁村文化振興計画

二十二、農山漁村文化振興計画

二十三、農山漁村文化振興計画

二十四、農山漁村文化振興計画

二十五、農山漁村文化振興計画

二十六、農山漁村文化振興計画

二十七、農山漁村文化振興計画

二十八、農山漁村文化振興計画

二十九、農山漁村文化振興計画

三十、農山漁村文化振興計画

三十一、農山漁村文化振興計画

三十二、農山漁村文化振興計画

三十三、農山漁村文化振興計画

三十四、農山漁村文化振興計画

三十五、農山漁村文化振興計画

三十六、農山漁村文化振興計画

三十七、農山漁村文化振興計画

国際文化交流計画

第一 基本態度

帝国主義侵略戦争により世界の民族間の文化水準は甚だしい格差を生んだ。アジア・アフリカ地域には「貧困」と「隸属」の中に低俗な「殖民地文」化を生み、歐米諸国には「さく取」と「侵略」によって築き上げた「本国文化」を生んだ。この世界文化の二重構造は再び帝国主義侵略戦争の諸因となるばかりでなく、人類の全面解放をめざす世界文化の正常な発展に大きな障害となつてゐる。わが社会主義をめざす文化政策には、他民族に対する侵略とさく取は無縁である。われわれは、文化はすべての世界民族の解放さるべきであるとの信念に基き、つぎの基本態度をたて、国際文化的交流をはかる。

一、文化に国境なしとの信念に立ち民族は相互に文化を交流し、世界の繁栄と平和に貢献する責務を分担する
二、文化交流は、「さく取」と「侵略」の手段に利用しない。

第二 計 画

第一期計画

一、国際文化会館（センター）の建設
二、各種文化の世界展示会の開催

1 世界科学展
2 世界美術展
3 世界写真展
4 世界民俗展
5 その他

- 三、各国の国際文化協会の設立とその充実
1 日ソ日中等現存の国際文化協会の助長
2 後進地域との国際文化協会の設立
四、国費による、留学生、学者、文化人の交換事業の強化

化

五、新しいアジア文化の建設

- 1 日本、中国、印度をふくむアジア国際文化会議の設置
2 国費による留学生及文化指導者の交流

- 3 西南アジアに対する文化施設整備の協力
4 アジア文化祭の開催
5 西南アジア諸国の義務教育制度に協力
五、ユネスコ機構の強化

第二期計画

文化省の設置

- 1 アジア社会主義文化研究所の設立

文化施設充実計画

第一 方 针

- 一、国及府県、市町村において各々設置すべき文化施設の基準をさだめて、その充実をはかる。
二、国は援助の責任あるものとする。

- 1 各府県毎に憲法会館を設置
2 平和国土建設隊の施設
3 教育文化会館
4 老人の家の新設
5 スポーツセンターの設置

第二期計画

憲法思想文化計画

(一) 第一期計画

- 1 国立文化施設
2 憲法記念会館の設置
3 既設国立文化施設の整備

第一 方 针

3 国立劇場、国立美術館、図書館、国立博物館等
文化団体の会館の設置
4 学術文化会館
5 国民芸術会館
6 児童文化会館
7 労働文化会館

- 8 国際文化会館
都道府県文化施設の設置
9 公立劇場
10 青年文化会館
11 婦人文化会館
12 児童文化会館
13 科学博物館
14 P T A 会館
15 美術館、音楽堂
16 市町村文化施設の整備
17 公民館
18 図書館
19 児童館
20 老人の家の新設
21 教育文化会館

憲法及び教育基本法により、平和と民主主義を基調とする。「文化國家」の理念が確立された。

わが党は憲法の精神を基調とする新国民文化の建設をめざして、つぎの基本方針のもとに、各種民主団体の自主的な文化運動を助長する。

(一) 民間団体の自主性を尊重し自由な文化運動に干渉せず。

(二) 戦争放棄の宣言を柱とする平和思想を国民のものにする。

(三) 国民主権制を柱とする政治的民主主義思想を国民のものとする。

(四) 人権尊重を柱とする新らしい生活様式を確立する。

第二計画

第一期計画

- 一、中央、地方に憲法文化推進本部を設ける。
- 二、憲法文化会議の設立
- 1 憲法文化の研究、普及
- 2 各種文化団体の憲法運動の建設
- 三、憲法記念館の建設
- 四、憲法の精神に反する行事慣行及社会制度の改廃
 - 1 憲法第一条の趣旨に反する米典制度の廃止
 - 2 国会議事堂の使用方法の改革
 - 3 新らしい国歌の作成
 - 4 国の祝祭日の再検討
 - 5 神社制度の改革
- 五、違憲立法の改廃
 - 1 労働基本権の完全復活
 - 2 義務教育無償の原則の確立
 - 3 最低文化生活の保障

第一方針

4 民法、刑法の改正

六、公民館運動による憲法普及

1 憲法文化推進委員会の設置

2 憲法学習を中心とする青年、婦人、老人等の学級

開設

七、図書館運動による憲法学習

1 読書指導の強化

2 移動文庫の開設

八、青年団による憲法運動

1 地域青年団の民主化

2 サークル学習の育成

3 生活改革運動の助長

九、婦人団体による憲法運動

1 地域婦人団体の民主化

2 サークル学習の育成

3 農漁村生活改革運動の助長

十、P.T.A.による憲法運動

1 民主教育の推進

2 児童憲章による子どもを守る運動

3 教育基本法による教育を守る運動

4 教育環境改革運動

十一、各種民間文化団体による憲法運動

1 演劇運動の重視

2 人権擁護運動

第一期計画

文化財保護計画

一、民族の文化遺産はその正しい価値を評価して保護する。

二、新らしい文化創造の素材として善用する。

三、文化財と観光との調和をはかる。

第二計画

第一期計画

一、文化財保護委員会

1 委員長を國務大臣をもつてあてる。

2 文化財地域を対象とする保護方法を考える。

3 研究団体の助成

4 文化財保護施設の整備

① 博物館の充実

② 国立博物館の拡充

③ 県立博物館の設置

必要な地域に分館設置

5 埋没文化財の保護のためにその地域の発掘調査の許可制の採用

6 神社仏閣の文化財の保存費の増額

7 個人所有の文化財の保存修理費の補助

8 文化財集中地域の特別保護

9 文化財と観光の調和

10 文化財を觀光資源として特別の保護方法を考える

11 国立文化財公園の設置

奈良文化財公団

京都文化財公団

平泉文化財公団

12 観光文化財集中地域にあくどい営利企業は制限する。

教育・文化政策要綱案について

文化教育政策委員会委員長 山中吾郎

要綱作成の動機について

自民党政権は最近、「人づくり」「国づくり」「金づくり」という一連の教育新語をあみだして、国民の耳を驚かしつつ、三位一体の反動教育、文化政策の推進にのりだしている。

池田首相が「福祉国家の建設」などとまことしやかに少々前向きの姿勢をみせても、その会質は、独占資本擁護のための煙幕にすぎないことはいうまでもない。「人づくり」「国づくり」にしても反動教育政策の遂行、反動文化攻勢をねらっていることは、憲法改悪、教育基本法改悪の動きと結びつけてみると、一目瞭然である。

池田首相が、大学を「革命の担い手」という誇張したことばを使いながら、大學の自治を制限しようとして、教相が日教組を口ぎたなく非難して、教師と国民の離間をねらったり、自民党組織委員長が全国PTA組織の分裂をくわだて、御用PTA協会をつくるうとしたりする一連の常規を逸した行動は、反動教育攻勢、反動文化攻勢に本腰をいれはじめる前ぶれであることを、知つておく必要がある。

このような反動攻勢の動きをまえにして、教育、文化にかぎっては、ただたん

にその都度的な対決や、断片的な抵抗運動だけでは、効を奏しない。それでは、これが党と国民を離反させる好機として、利用されるにすぎない。

すなわち、他のいづれの民族よりも教育に熱心な日本の父母にとっては、わが党が教育や文化に対する基本的な態度を明確にしないまま、政府の政策に反対するだけでは、教育そのものに反対するよう受けとられ、信をつなぐことができない。たとえば、教育予算の増額論争だけでは、政府の「人づくり」のめざす教育の反動化の方向を、国民のまことに暴露することはできない。勤評反対、学力テスト反対の闘いも、教育専門家にしては

じめて、その政策の反動性を洞察することができるのであって、素朴な一般国民にとっては、理解しがい複雑な教育問題である。したがつて「なんでも反対する社会党」「教育を軽視する社会党」の逆宣伝のペースにのせられる危険が多い。ここにおいて、わが党は、「道德教育の反対の闘いにいたるだけでは、教育そのものに反対するよう受けとられ、信をつなぐことができない。たとえば、教育予算の増額論争だけでは、政府の「人づくり」のめざす教育の反動化の方向を、国民のまことに明らかにして、その目標と共に明確にして、その目標と共に実現の方法を確立することを決意したのである。

今日にいたるまでの経過

昭和三十四年十二月に「日本社会党文

教政策要綱」の第一次草案が党政審の文教委員から発表され、昭和三十五年の定期大会には参考文書として配布した。教

まま、敬遠された傾向があつた。

その後しばらく、この「文教政策要綱」は鳴かず飛ばず、同意の間で、二、三回の研さんは重ねていたものの党の政策審議会の戸棚の中で墮落をむさぼっていた。

ようやく本年にいたつて、党政審の文教政策委員会の課題として本格的に再吟味する気運がおこり、さる八月二十六日

群馬県水上温泉にて総会を開き、いよいよ本格的な審議の段階に入つたのである。そのときの方針として

1 「文化教育政策」要綱を「文化政策」と「教育政策」に分案すること

2 三つの小委員会を作つて審議を進めることとの二点を決め、つぎの小委員会を設置した。

第一小委員会—教育綱領（委員長豊瀬

禎一） 第二小委員会—教育諸計画（委員長小林信一）

要綱作成上むずかしい問題点

「教育」「文化」の問題はその基本的な考え方から、学者によて種々雑多であ

り、その方法論においても百人百様である。したがつてすべてのものが完全に意見の一一致を見る要綱はできそうにもなかつた。しかし、つとめて、最大公約数を求めて、よりよき政策要綱案にしようとした。その間に問題となつた重要な諸点を述べておきたい。

まず要綱作成についての基本的な考え方である。教育、文化に対する党の基本的な立場を明らかにするのは「教育綱領」「文化綱領」とすべきであるとする意見と、「教育、文化に対する基本的態度」として平凡に規定すべきであるとの論に

第三小委員会—文化政策（委員長堀昌雄）ここに掲載するものは、第三小委員会において審議中の「試案」である。

いずれも内容多岐にわたる政策要綱であり、基本的態度に関する、党綱領の問題にふれることとなり、諸計画においては、党政審のすべての部会に関連することとなるので、各方面から党内外を通じて、多くの貴重なご意見をいただき、あまりのない、決定版にしたいものと念願してやまない。

については、この要綱においては、わが党の方針としては絶対排除を宣言している。しかし、一部の意見のなかには、政権掌握したとき教育、文化に対して社会主義革命の過程において権力支配をしないといきれないとの意見であった。しかし、学問の自由、思想の自由を完全に保障することは民主主義の鉄則として、わが党は守り抜かねばならないことを明確にした。

社会主義の政治目的と教育の関係に、「自由な教育」を承認するかぎり、つねに、政治権力との関係が、問題となる。

この点を明確に解決することが、政策要綱をきめるときの大きな悩みとなり、一つの決断が必要となる。

この綱領等においては、社会主義は人間を解放するのが目的であるから、人間性を守り人間を全面的に発達させようとする教育精神と一致するので、相互に敵対関係は生れないものと確信をあきらかにした。反対に、階級社会である資本主義体制を維持しよるとする政治は、労働者階級の人間性を全面的に發展させうことをおそれるから、「自由な教育」を制限せざるを得ない。

ここに、保守政権には教育に対する権力支配の必要が本質的にあることあきらかにしておいた。

教育の中立性の問題については、この

要綱では明確には規定していないが、少なくとも現在の保守政権の主張する中立性は民主主義の教育を抑制するための手段であり否定せざるをえない。今後、いかなる権力によっても支配されない「自由な教育」を守るために「教育の中立」が要清されるときは、党の要綱においても明確に規定する必要がある。

資本主義社会の教育破壊作用について

資本主義が社会主義かのイデオロギーの論議としてでなく、人間形成の教育の土壤として資本主義という社会環境の体内に「人間疎外」の作用があり、すべての父母は青少年の人間性をそこなわないので反資本主義運動の必要性を力説しておいた。この点については、今後さらに分析を深めるべきものが少なくない。これは、教育の中立性の要請にこたえつつ、資本主義社会を教育環境として不適当であることを明らかにするために重要なである。

教師観について

教師が労働者であるか否かについてはすでに論議の余地はない。しかし、一般国民に対するアピールの問題としてはその用語につき論議は少なくない。また、教育労働という精神労働の特質をどうみるか等、今後の問題としてどう規定する

かの余地をのこしている。しかし、資金

労働者としての本質は解決済みである。

道徳教育と愛国心について

多くの議論のあつた点である。しかし道徳教育の必要性は確認した。ただし、その前提として、資本主義批判の自由を強調することにした。

愛国心については、規定しないほうがよいとの意見もあつたが、やはり政府の愛国心の主張に対して、その本質を明らかにするためにも、わが党の立場から、民族の独立と結びつく愛国心を教えることにした。

しかし、わが党の愛国心は社会主義の階級的立場をふまえたのであり、偏狭な民族主義や独善的な国家主義と無縁であることをあきらかにした。

憲法と教育基本法との関係について

憲法の民主主義と人権主義と平和主義の三つの柱はわが党的教育目標として強調することについては、誰も異議はなかつた。

文化とは何かについて

「文化」の定義はなかなかむつかしい問題である。結論的には要綱においては、「人間能力が創造的に発展したすべての成果」と定義づけて、科学文化から思想道德、芸術等すべての文化をふくしめるにした。しかし、すべての党で解決すべきではない。

文化の階級性について

文化には階級性があるか否かが、論議となつた。しかし、文化そのものには階級性がないのだが、文化に対する政治支配の態様によつて、文化に階級性がおびるとの認識を統一した。しかし、十分の論議をしつくしたのではないから、さらには問題としてのこるであろう。

資本主義文化の類廃性について

完全に意見は一致したのではない。しかし、資本主義文化の二元性、二通性等については異論はなかつた。ただ、「文化の二重構造」が日本文化の特質として言えるかどうかの論議があり、明示することをさけた。

資本主義文化は働くものの健全な文化の外に、有閑階級の文化的類廃性につ

かは今後の問題にのこされている。

文化とは何かについて

いて、ことばの適不適は別として、多くの意見は承認したので、要綱においては、資本主義文化批判のかなめにした。

社会主義文化について

社会主義文化のイメージについては、もつと明確にその全貌をあきらかにしておくべきであろう。この点要綱は不十分である。しかし、その「大衆性」「生産性」「健康性」等をあきらかにしておいた。

今後の研究にまつものが多い。

政治と文化の関係について

この点については論議の多いところである。政治は文化に先行するが、政治が文化を支配しないことをわが党的文化政策の基本にすることにしたが、疑問はのこつている。要綱における「援助して支配せざる」の用語に対しても、文化人側はもつと迫力のある文化政策を一方に求めつつ、政治と文化の規定はむつかしい問題としてのこされている。

政府の反動文化攻勢に対して

政府の反動文化攻勢に対する分析は不十分であるとの論議もあつた。今後その真相を分析して、対策をさらにほりさげることもある。この点については、文化運動の組織づくりの方策として検討を加えるとともに、政策の問題としても要綱

の中にさらにつけ加える必要があろう。

結び

以上のように、この二つの要綱案は複雑多岐にわたり、多くの問題点をふくんでいることを率直にあきらかにしておく。

政策樹立の過程は、熟慮をかさねて最初より完全なものを提示する方法もあり、まづ草案を提示して百家争鳴の中でよりよき成果をつくりあげる方法もある。

ここに掲載された「教育政策」「文化政策」は後者の方法によつたものである。今後学者、文化人、組織労働者をふくむ党内外の批判をあびて、ゆるぎなき我が党的「教育」及び「文化」の政策が生まれることを祈念してやまない。さらに願わくば、この要綱案の吟味の中で、我が社会党が正しく理解される機会ともなり、かつ我が党的社会主義の明確にして、魅力のあるイメージの生まれることを期待してやまない。

日米友好通商航海条約の改定に関する党の態度

日本社会党政策審議会

一、現行条約の問題点

現行の条約は講和後の昭和二十八年四月二日に調印され、同年十月三十日に発効、十年後の昭和三十八年十月に期院が到来する。

現行条約には日本に不利な、各種の条項が含まれており、その成立当初から不平等性が指摘されていた。このため、わが党は現行条約の批准に反対した。

その主なる諸点はつぎのとおりである。

1 現行条約は、講和後、日本がアメリカに対して政治上、経済上、極度に従属している状態において、アメリカがその優越的地位を利

用して、締結されたものである。

2 現行条約は、形式的には平等互恵の原則をとっているが、日米両国間に経済力の格差が大きい場合、形式的な平等の適用は、実質的には、不平等な結果をもたらす。この点を考慮し、現行条約において若干の配慮はなされたが、その不平等性を是正するには極めて不十分なものである。

3 具体的な問題点

「公用徵收」について

第六条「財産の保護」の三項では、公共のた

めに収用又は使用する場合、正当な補償を迅速に行なうこととし、一年以内に外貨予算に組むことを約しているが、このような支払い時期の取極は、実質上、内国民よりも優位な待遇を与えることになる。とくに本条項は、国有等への移行の場合に重要な意義をもつ。

「制限業種の範囲の既得権」について
第七条「營利活動」の二項で、公益事業その他十九業種について營利活動を制限したが、その範囲は狭く、鉄鋼、石油、銀行の貸付業務などわが国産業の重要な部門は、米資本に対し野放しの状態にある。さらに条約締結の際に占領下という特別に有利な情況のもとで獲得したアメリカ側の既得権（米銀の預金、信託業務及び造船、鉱山株の取得）をそのまま容認している。

「為替制限」について
第十二条「為替制限」の二項で、通貨準備の必要上、為替制限を認めており、わが国は本条項によつて為替制限を行なっている。しかしその必要の根拠がなくなつた場合は、為替制限を行なつてはならないと規定している。たとえば IMF 8 条国移行の場合、本条約によれば、わが国はただちに窮地に追込まれることにならう。（二の項参照）

「輸出入に対する制限」について
第十四条「輸出入に対する関税、課徵金及び禁止制限」で、輸出入に関し内国民待遇及び

最惠国待遇を与えることを規定しているが、アメリカによる対日輸入制限に対し、現行条約は何の効力も發揮しえない。

「全企業の貿易」について

第十七条「国家貿易」の一項では、公企業の行なう輸出入取引について、商業的考慮（たとえば、もつとも安いところから買うということ）によってのみ行なうべきを約束している。これは葉たばこ、砂糖などを考慮においてしたものであるが、内政干渉に類する規定をといえよう。

「制限的、独占的商慣行の排除」について

第十八条は制限的、独占的商慣行つまりカルテル行為等が通商に有害な影響を与える場合一方の要請で協議し、適当な排除措置をとることを規定している。しかし、米英國際石油カルテルが、ソ連原油、カフジ原油の輸入を妨害している現状に対し、本条項は極めて無力である。

「改定手続き」について

現行条約には改定に関する規定がない。したがつて、改定を申入れることは法理上、自由であるが、それは権利ではないから、相手国はそれに応じる義務がない。これは不平等性の是正をのぞむわが国を不利な立場におくものである。

二、現行条約と IMF 8 条国移行との関連

わが国が、IMF 8 条国移行を勧告され、正

式に八条国に移行した場合、国際収支上の理由で為替制限をすることができない義務をおう国となる。これが本条約との関連において、わが国産業に与える影響は極めて重大である。

1 現行条約第十二条「為替制限」は、日米両

国国民及び会社の為替取引に、内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定し、さらに同条二項において、「その通貨準備の水準が著しく低下することを防止し、又は著しく低い通貨準備を適度に増加するため必要な範囲で行なう場合を除く外、為替制限を行なつてはならない」としている。

また本条約付属議定書6は「いずれの一方の締約国も、外貨の導入について、第十二条2で定める通貨準備の保護のため必要な制限をすることができる」と定めている。この二つの規定から、わが国がIMF八条国に移行すれば、当然為替制限ができなくなる、したがって資本取引きについても制限ができなくなる。

2 現行条約をそのまま解釈すれば、八条国移

行とともに対米関係では完全自由化を迫られ、国内産業保護の立場から外貨導入を規制している現行外貨法は、本条約違反となるおそれがある。

三、改定に関する党の態度

1 現行条約については、国内産業保護の立場から、日米両国間に実質的な平等を確保する

ために、つぎの諸点を内容とする改定を行なうべきである。もし、かかる改定ができない

場合には、第二十五条の規定にもとづいて、

この条約を終了させ、あらためて新条約を締結するよう努力すべきである。

改める。

(ト) 「改定手続き」に関する規定を設ける。

農地の固定資産評価方式

変更に対する質問書

2 改定すべき主なる諸点

(イ) 「公用徵收」にあたつては、実質上、内

國民より優位な待遇を与えることのないよう改め、内国民に準ずる措置をとることとする。

(ロ) 「制限業種」の範囲を拡大して、基幹産

業部門全般に、及ぼし、さらに既存の国内

産業に重大な影響を及ぼすおそれある場合制限業種を隨時指定しうるよう改める。

(ハ) 「為替制限」については、とくに資本取

引の自由化には慎重を期し、IMF八条国

移行後も適正な制限ができるよう、外資導入規制条項を設ける。

また外資法による規制措置を存続せしめ、円ベースによる株式取得についても、届出

制を認可制に改める。

(ニ) 「輸出入に対する関税制限等」について

は、アメリカが現在行なっている対日輸入制限措置をも規制しうるよう改める。

(ホ) 「公企業の貿易」について、商業的考慮を払うべきこと等の現行の規制を排除する「制限的、独占的商慣行の排除」の規定を強化し、一方的な排除措置を認めるよう

記

一、評価基準を売買実例価格とすることは、現在所有している家屋、土地を商品として扱うことになる。わが党は農民や中小企業者の固定資産

は生活それ自体のため所有しているものであるから、商品として時価主義で評価することはあまりであり、あくまで収益に応じた収益還元

方式により評価すべきであると思うがどうか。

一一、政府は「自治大臣の示す評価基準によつて」

全国一律の評価を强行しようとしているが、これは地方自治体の自主性を無視するものである。わが党は地方自治の主旨からいって、固定資産税の課税権が市町村にある以上、課税標準の決定は市町村にまかせることが適当と考えるがどうか。

農地の固定資産評価方式変更に対するわが党の質問についての政府の回答

(一〇月三日・黒金官房長官より文書回答された内容)

(質問の1に対しても)

固定資産の評価は「適正な時価」によって評価することになっており、この点は法改正前も改正

後も変っていない。ところで、この「適正な時価を求める方法としては、売買実例価格を基にする

村で自主的に決定されるものであるから、決し
地方自治の本旨を犯すことにはならない。

が増大するので、課税標準、税率等において所要の措置」をとるといつては、何等具体案がしめされていない、また増税を税率操作で防ぐいためそのことは不可能である。これらの諸点についてどう考えるか。

方法や収益現元方式による方法等の他の方法が考
えられるが、固定資産評価制度調査会の答申に

自下検討している固定資産の評価の改訂は、固定資産評価制度調査会の答申に指摘されているように、各税標準が々々となつていて、その点を改め、また

四 評価引上げにより登録税・贈与税・相続税の引上げとなり、評価額の増加と税引上げそのものが地代、諸物の値上がりの原因となることは必ずあると思うがどうか。

事情によりはなはだしい格差があり、評価の基準としてとり得ないので、土地の評価は各地目を通じ、売買実例価格を基準として評価する方法によることとが適當である。」とされており、その趣旨にそつて評価基準の改訂作業を行なつてゐる。なる、売買両名を基とするところは、主の

つて評価の水準にアンバランスを生じ、これが納税者の税負担を不公平なものにしている点を是正し、その負担を適正かつ公平なものにするのをせんとするものであって、増税を意図するものではない。

一九六二年九月二八日

日本社会党

売買価格そのものを評価額にするということではなく、正常な条件のもとにおける取引価格を求めるものである。

(質問の2に対する回答)

税、相続税、固定資産税の相互間ならびに資産類間及び地域間の負担の調整については、税制調査会における各税目間の税負担のバランス等に関する総合的な検討をもって、適正かつ妥当な負担となるようしたい。

(質問の2)に對して
自治大臣の告示す
市町村が固定資産の

する総合的な検討をする
となるようにならねば
(質問の5)に対して

のは、全市町村を通じて統一された同一の方法により評価を行なうことによつて全市町村を通じて評価の適正及び住民負担の均衡を確保する必要があると考えられるからである。

法律により、市町村長は、毎年一回固定資産の実態調査を行なうことが義務づけられておることもあり、決して大企業の報告のまま課税するわけではない。

なお、償却資産の評価額は、法人税又は所得税における償却資産の価額を下ることもできないと法定されており、この点から適正な課税が保障されている。

申入れ

最近乳業メーカーは、生乳の生産が過剰であるとしてこれを誇大に宣伝し、生産者乳価を引下げようと企画しており、そのため生産農民は不安動搖している。

酪農は、政府の選択的拡大方針にもとづく成長部門として、農民に大きな期待と関心をもたせた。しかるに価格は常に低位且不安定であり、加えて飼料価格は値上がりの一途をたどり、このため酪農民にすべての犠牲がしわよせされている。

よって政府はこれらの悪条件を排除し、今後酪農を飛躍的に発展させるため、当面左記事項を速かに実現するよう強く申入れる。

一、畜産物価格安定法にもとづく生乳の安定基準価格は現在一・八七五キログラム（一升）当り五二円であるが、これでは再生産が補償されない。したがつて政府は早急に畜産物価格安定審議

会を開き、農民の要求する「生産費及び所得補償方式」にもとづき、一・八七五キログラム当たり八〇円以上とすることを諮問し、且決定すること。

二、生乳の学校給食は昭和三三年より実施されてきたが、実体は余乳処理的な場当たり措置さえも打切ろうとしている。政府は学校給食について一層の強化充実をはかるため、三八年度予算に大幅な財政支出を見込むとともに、この制度を恒常化する「学校給食法案」（仮称）等を準備し、消費の拡大につとめること。

三、飼料の流通がきわめて不合理であり、且価格が不当に高く、反面畜産物価格は常に低価格におさえられている。そのため畜産農民にすべての矛盾と犠牲がおしつけられている。したがつて政府は当面飼料の流通合理化・価格の低位安定をはかるための措置をおこなうとともに、現行飼料需給安定を根本的にあらため、畜産物価格安定法との関連において総合的な飼料政策を確立すること。

内閣総理大臣池田勇人殿

一、麻薬化対策中央本部の機構については、本部長＝内閣総理大臣、副本部長＝厚生、自治両大臣及び内閣官房長官、事務局長＝警察庁長官、事務局次長＝厚生省麻薬局長として、麻薬禍取締り強化の実をあげるものとする。

二、緊急の措置として三十七年度予算予備費を支出し、すみやかに左記収容施設を増設するものとする。

日本社会党

昭和三十七年十月十日

今日国民のあいだにおける麻薬禍はまことに憂うべきものがある。

これに対する抜本的対策が必要であるが政府は、当面の緊急対策として、左の措置をすみやかに講ずべきである。

右申入る。

申入れ

確認

四、酪農は成長部門であるとしながら、その関係予算は極めて少なく政府のかけごえのみにとど

まり、酪農の振興は遅々としてすすまない。政府は三八年度予算編成にあたり、酪農の生産・流通・消費の各対策について根本的に改善し、酪農関係予算を大幅にもりこむこと。

四、麻薬禍の温床であるスラム街の環境整備のため、とくに濃厚地区として指定しその淨化をはる。

（約十億円）

日本社会党

■革新陣営初の政治白書

國民政治年鑑

B 5 • 816 百

美 装 函 入

¥2000 (T120)

待望久しき革新運動の羅針盤。政党・民主団体・活動家必備の資料。問題の全分野にわたって諸資料を全面的に整理し、革新勢力の現実の位置をあきらかにして、従来の觀念的指導からの脱却の道をさし示す。画期的な政治年鑑。

■社会党の画期的出版

イタリア 社会党 その歴史と役割

……イタリア共産党についてはわが国でも比較的よく知られているのに対し、相手の社会党について紹介した文献はきわめて乏しい。イタリア社会党の現役の指導者の手で書かれた本書はその点で稀少価値のある本である。……

いろいろの点で日本に似た社会・経済構造をもつイタリアで、西欧式社会民主主義と異なる戦闘性・左翼性を保持し、社会主義インターナショナルの局外に立っているこの特異な革新政党の歴史と性格には興味深いものがあるが、その手順な手引書として本書の一読をすすめたい。(日本読書新聞・評)

B6・268頁 ¥400

政治研究シリーズ

日本の社会主義

高田富之著 科学的社会主义の歴史的把握に立って、現代革命のイメージに迫り、新しい党の問題を提起した話題の学習書。 八〇円／三〇

創価学会

中央党学校編 異状な政界進出をとげた創価学会の成立からその政治活動、組織活動を全面的にとりあげた活動家必読パンフ。一〇〇円/〒三〇

今日の労働運動

三沢 純著 国家独占資本主義下の労働運動――を主に貨
金闘争、反独占政策闘争、政
治闘争および労組と政党の関
係、戦線統一と国際連帯など
において論じた労作。

好評増刷の書籍

62年の進路

争論を定めたはじめの年62年、運動を始めたうえで、決議がなされた。この運動は、主に活動を開始した総務部展開を目的としたものである。

社会党は約束する

OB 円 // 三四一五頁 // 三五〇
外交、中小企業、農業、政治、農業政策審議会編
自民党のあらゆる分野での政策書。など

組織

組織部編
建設するための全党の大な元を
テキスト。61年版に新たに改訂した
資料を元に新しく編集した
○円六七八三二一四〇

政策ハンドブック

編集人 政策資料編集委員会

印刷兼 横山 利秋
発行人

発行所 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院別館

電話 東京 (581)5111 内線222-3

定価 100円 送料12円